

目黒区子ども総合計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

(1) パブリックコメントの概要について

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）の策定にあたり、令和6年11月27日から令和7年1月6日まで目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）素案に対するご意見を募集しました。これは、「目黒区パブリックコメント手続要綱（平成21年2月25日制定）に基づくパブリックコメントとして、実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

(2) 意見募集期間

令和6年11月27日～令和7年1月6日

(3) 周知方法

ア めぐろ区報(12月1日号)、目黒区公式ウェブサイト

イ SNS配信

(LINE、X、子育てアプリ、ホーム&スクール、コドモン)

ウ 区内教育・保育施設等へ周知のためのポケットティッシュ配布
(35,000個配布)

エ 素案閲覧・配付場所

子育て支援課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、住区センター、図書館、児童館

(4) 意見提出者数

区分		書面	電子	FAX	計
個人	提出数	0	22	1	23
	(意見数)	(0)	(132)	(2)	(134)
団体	提出数	0	1	1	2
	(意見数)	(0)	(27)	(3)	(30)
議会	提出数	6	0	0	6
	(意見数)	(66)	0	0	(66)
合計	提出数	6	23	2	31
	(意見数)	(66)	(159)	(5)	(230)

※(参考)

職員意見	提出数	0	2	0	計
	(意見数)	(0)	(27)	(0)	(27)

(5) パブリックコメントの検討結果一覧

番号	内 容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。	3
2	ご意見の趣旨は子ども総合計画素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	41
3	ご意見の趣旨は子ども総合計画には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	106
4	ご意見の趣旨は今後の検討・研究の課題とします。	54
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	9
6	ご意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	3
7	その他	14
合 計		230

(6) 分野別意見数

分 野 名		件数
第1章	総論	0
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状	3
第3章	計画の基本的な考え方	11
第4章	計画の内容	3
	基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち	56
	基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち	82
	基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち	25
	基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち	16
	基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしまち	10
	計	192
第5章	子ども・子育て支援事業計画	11
その他		13
計		230

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状							
1	議会	書面	p.8	アンケート結果が記載されているが、アンケートから見える目黒区の子ども・子育てに関わる課題の整理を行い、その課題に対して「こういった事業を展開します」という流れが分かりやすいのではないか。現状と課題は記載されているが、国が発信している一般的な動向や課題を記載しているだけと感じる。せっかくアンケートを実施しているのだから、各事業内容に結果を反映させる形で記載をお願いしたい。令和2年度～6年度の子ども総合計画では、各基本目標に対して現状、課題、施策の方向性が示されていたので、実施事業に説得があると感じられた。	4	本計画においても、全計画と同様、基礎調査の結果を踏まえ、現状と課題を踏まえた施策の方向性を示しています。現状と課題について、国の発信や一般的な動向の記載にとどまっているのですが、区の現状を踏まえつつ、国や都など幅広い観点からの動向も捉えたうえで区の方向性を示しているものです。 ご指摘の点については今後の検討課題とします。	子育て支援課
2	議会	書面	p.8	「子ども総合計画改定に係る基礎調査」の回答率が非常に低い点は気になっている。母集団は回答した子どもたちのデータのみであることから、今後のアンケートでは回答率向上のための取り組みに期待する。また、今後この調査結果を活用する際は、母集団に偏りがある可能性を考慮されたい。	4	ご指摘のとおり、今回の調査結果の回答率は前回よりも低下しています。母集団の偏りに関しては、統計学上の問題は無いとの認識ですが、回答率の向上に努めていきます。	子育て支援課
3	個人	電子	p.10	前年度の実態調査の結果が示されているが、区内のアンケート結果だけだと、他地域と比べた目黒区の特徴や課題がなかなかわからない。今後、調査をする際、他地域と比較した集計を検討いただければと思う。例えば、人口規模類似の他の区、地方の自治体と連携して共通のアンケート設問を設けて比較するなど。	5	基礎調査は、区内の現状を把握して地域の実情に応じた効果的できめ細やかな施策を推進していくために行っているものです。ご指摘の点については、今後の課題とします。	子育て支援課
第3章 計画の基本的な考え方							
1 基本理念							
4	議会	書面	p.28	計画素案に対する総合的な意見 目黒区は新たな子ども総合計画策定にあったって、子ども条例に則り、三つの基本理念、①子どもの尊厳を大切にする ②子どもの権利を守り健やかな成長を支援する ③地域とともに子育てを支える。を定めた。この基本理念に基づいた取り組みが実現できるかが問われている。	7	ご意見の趣旨を踏まえ取組を進めていきます。	子育て支援課
5	議会	書面	p.28	基本理念に記載されている内容は非常に重要であると思う。しかしそこに更に子ども自身が「希望ある未来を描ける」「幸せを実感できる」「笑顔になる」という視点と、子育てに関わる全ての保護者、家族、地域、行政が共に成長し、喜びを感じられるという視点を追加していただきたい。大人が元気でなければ、優しくなければ、喜びを感じていなければ、子どもは心から笑顔にはなれない。	2	ご指摘の点は、目黒区子ども条例の理念であり、本計画と合致するものです。 ご意見を踏まえて各種施策を推進していきます。	子育て支援課
3 「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト(仮称)」の推進							
6	個人	電子	p.32	第3章(p.32)総合的な子ども家庭支援体制概要の図 ―協議会を取り巻く関係機関に、「学校」と明示するなら、「幼稚園」「保育所等」も入れたほうがいいのではないか。一見すると、それらの施設が抜けているように思えるため。	5	「幼稚園」は学校教育法に基づく学校であり、「保育所等」は子育て支援分野の中に包含しています。	子育て支援課
7	個人	電子	p.33	コラムがとても気持ちと熱意が伝わってくるもので、作成者の温度を感じる事ができた。コラムを企画、立案したご担当者、そして、承認した責任者の伝えたいという気持ちを受け取った。 区役所という性質上、いろいろ難しい調整が必要で大変だとは思いますが、是非、地域住民と相互理解を深めて、一緒に良い地域に育てていければと思った。素案を読んで、そう思えるような内容だった。	7	子ども総合計画は、色々な方に読んでもらい区政に興味を持っていただくきっかけになればという思いで作成しています。また、大人だけでなく子どもや若者にも身近に感じてもらえるよう、相互理解を深めながら皆さんと一緒に取り組んでいきます。	子育て支援課
8	個人	電子	p.33	33ページから始まるプロジェクトコラムについて すべて全くの妄想です、とか、絶対に必要な施設です！など、少々テンションが高すぎるのでは。 また同プロジェクトコラムには児童相談所の記事とそうでないものが散在し、Part1と2の間に別の記事が入り、マル囲みの通し番号には1.2.3の次に1が続き、(つづき)、次回につづく、など連載記事からの流用のような表現が見られ、編集にまとまりに欠ける印象だった。役所の何処の所掌で書かれているのかも疑問。	4	原稿についてはオリジナルで作成しています。子どもを取り巻く環境について、より多くの方にわかりやすく、理解も深めていただくために作成したものです。 記事の繋がりにについては、計画の内容と連動させることでより関心を持っていただく工夫としてレイアウトしたのですが、ご指摘の点については今後の課題とします。	子育て支援課
9	個人	電子	p.35	子どもの権利を大切に考えていただいた内容だと思った。 35.45.ページに「子どものアドボカシー」という言葉が出ています。「アドボカシー」とは、単に子どもの意見を聴くだけでなく、まだ喋ることのできない赤ちゃん、障害のあるお子さん、児童養護施設のお子さん、一時保護所のお子さん、そういった弱い立場の子ども達からの声を大人が受け取って必要な対応に繋げるという意味があると思うのですが、そのような理解でよいか。「アドボカシー」という言葉の注釈をつけてほしい。	2	アドボカシーの意味は、養護、支援を意味する言葉で、子どものアドボカシーは、子どもが自分の意見を素直に表現できるよう、周りの大人が支援をしていくことを意味します。また、ご指摘のとおり、大人が子どもたちの代弁者になるという意味も含まれています。 本計画では注釈が必要な言葉は該当ページに記載し、巻末資料としても掲載します。	子育て支援課
10	議会	書面	p.35	(1)「めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討」について。子ども・若者会議のみならず、現行の自治体が設置する審議会などに、若者子ども委員の枠を設けて、参加を保障すること。その際、子ども若者が安全安心に意見が述べられるよう必要な配慮を行うこと。 (2)子ども・若者会議であげられた提案や意見については、目黒区として実際に施策に反映させることや、できない場合にも子どもたちの意見が実際に政策に反映されるプロセスを透明化することや、意見や提案について、子どもたちにフィードバックする仕組みを整備すること。 (3)主権者教育を推進すること 主権者教育を通じて、子ども達は民主主義社会の一員としての社会参加と意見表明権の行使、実践を学ぶことができる。子ども若者参画プロジェクトに、主権者教育の推進と教育委員会の立場を明記すること。	3	(1)(2)めぐろ子ども・若者会議の設置の趣旨は、次代を担う子どもたちが、自分の意見を素直に言える社会にしていくことで、自らの自己肯定感を高めるとともに、将来の社会的自立に向けて生きる力を身に付けるためのものと考えています。 ご指摘の点を踏まえ、会議体の設置に当たっては子どもたちの健やかな成長に資するよう、効果的な仕組みづくりを検討していきます。 (3)学校教育における主権者教育は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえながら、教科等横断的に行うこととしています。 本計画には、具体的に明記はしませんが、ご指摘の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでいきます。	子育て支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
11	議会	書面	p.35	国では、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し「こども基本法」が施行された。令和6年5月には、こどもまんなか実行計画2024が示され、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考えるための取り組みが示された。目黒区も国との歩調を合わせて、基本目標と施策の方向に「子どもの声や意見を聴き、具体的な施策に反映する」ことを強調して盛り込むべきである。子どもの声を聴くことが施策の幹であり、具体的な個々の施策に反映することが枝となる。	2	ご指摘の趣旨については、目黒区子ども条例の理念そのものであり、本計画策定においてもそうした考えを根底において策定しているものです。ご指摘の点をしっかりと踏まえて取り組んでいきます。	子育て支援課
12	議会	書面	p.35	子どもの声や意見を聴くだけでは成果にならず、声や意見を子どもの最善の利益となる施策に反映させて、その過程や施策内容を子どもにフィードバックする仕組みの構築を迫記すべき。	3	子どもたちの意見表明、社会参画の権利を担保するうえで、子どもたちの意見にしっかりと耳を傾け、フィードバックすることが最も重要です。ご意見をしっかりと捉えて取り組んでいきます。	子育て支援課
13	議会	書面	p.35	子どもは意見等を言いっ放しにするのではなく、自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さの観点から、自分の意見に責任を持たせる取り組みを追記すべき。	3	子どもが自分の思っていることが素直に言えること、自分の言ったことに責任を持つこと、そのために重要なことは、大人も子ども同士も、お互いの意見を真摯に受け止め、尊重し、向き合っていくことです。相容れない意見の場合は、その理由を説明し、適切にフィードバックしていくなど、お互いに理解していく必要があります。ご意見の趣旨に沿って取り組んでいきます。	子育て支援課
14	議会	書面	p.36	子ども・若者居場所づくりプロジェクト(学童保育クラブ)すべての小学生のための放課後の居場所づくりにおいて、学童保育クラブの増設は少子化傾向の人口動向を踏まえて慎重に設置すること。	2	学童保育クラブについては、コロナ禍を契機として、保護者の働き方が変わったことに伴い、学童保育クラブの利用時間等に変化が見られます。そのような中で安易に、学童保育クラブをこれまでのように新規整備することは、中長期的に定員割れによる空き室を増やすことになりかねない状況にあると考えています。つについては、今後の取組の方向性としては、新たに学童保育クラブを整備するのではなく、保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、様々な理由で保育が必要な児童が、等しく学童保育クラブを利用できる仕組みへの見直しを図ってまいります。	放課後子ども対策課
第4章 計画の内容							
全体							
15	個人	電子	p.37	今回の計画では成果指標を取り入れ、施策の効果を検証できるようになった点がとてもよいと思う。	7	成果指標については一つの指標にはなりますが、本計画を推進するにあたり、可能な限りわかりやすく実施状況をお伝えしていけるように努めていきます。	子育て支援課
16	個人	電子	p.37	第4章全体 成果目標がそれぞれの項目の代表的な指標になっているか疑問な箇所がある。例えばⅡ(1)や(2)など。全体的に成果目標の設定を見直したほうが良いのではないかな。	4	成果指標は、成果や進捗状況をできる限り定量的に(数字で)測ることができるものを前提に設定しています。目標ごとに様々な施策や事業がある中で、定量的な把握が困難、あるいはないものもあるため、全ての施策について指標を設定することはしていません。ご意見については、今後の課題として、引き続き調査、研究していきます。	子育て支援課
17	議会	書面	p.37	事業名と事業内容のリストについては、ランダムに並べるのではなく、対象者の年齢が小さい順であったり、カテゴリー分けなど工夫をして欲しい。	7	区の総合計画としての位置付けもあることから、本編では事業を行政の組織順に整序しています。なお、参考として、計画本編とは別に巻末資料として妊娠期から青年期までの年齢順での一覧を記載する予定です。	子育て支援課
基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち							
18	議会	書面	p.42	「子ども条例の認知度」の「現状値」や「目標値」については小学生や中高生の数値を掲げているが、大人側の認知度も挙げる必要があるのではないかな。特に条例の前文では、子どもに関わる私たち大人の責務についても明記されているし、事業の中身を見ても、大人への周知啓発も行おうとしている印象である。	3	本計画では大人の認知度に関する記載はしませんが、子どもだけでなく大人の認知度を上げていくことも課題として捉えていることからご指摘を踏まえて取り組んでいきます。	子育て支援課
19	個人	電子	p.43	子ども条例の普及・啓発 今までも啓発事業は行ってきたはずなのに、いっこうに成果が見られないのは、パンフレットやチラシ、カレンダーを配布するにとどまっているからであると思われる。社会福祉協議会が認知症や障がい者への理解啓発のために、小学校や中学校への「出前事業」を行っているように、低学年向け、高学年向け、中学生向け、に内容を分けて「出前授業」をするなど、普及・啓発への工夫が必要だと思う。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。ご指摘の内容も参考にし、関係所管、関係団体との連携も図りながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
20	個人	電子	p.43	子ども条例の普及・啓発については、パンフレットを配布するだけでは、子どもたちは目を通さないの、説明動画を目黒区が用意し、学校の授業の一環として全員が学べる仕組みを検討して欲しい。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。教育委員会とも連携しながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
21	個人	電子	p.43	子ども条例の普及・啓発 チラシの配布等では効果が限られる。子どもたちへの啓発を考えると、学校の教育活動に入れるべきで、人権教育・人権啓発事業(Ⅰ-4-03)で行えないかな。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。教育委員会とも連携しながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
22	個人	電子	p.43	●子ども条例の普及・啓発(p.43) パンフ、チラシ、グッズなどの啓発では内容の理解には至らない。 すべての区民に広げたいなら、すべての子どもに届くよう、教育委員会と連携して学校で行うべき。ワークショップを取り入れて、子どもの実生活に即した例を挙げて、対話型の授業として行うべき。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。ご指摘の内容も参考にし、教育委員会との連携も図りながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
23	個人	電子	p.43 p.44	基本目標Ⅰ－(1) ●地域子育て支援事業の周知・啓発(p.43) ●子育て情報の提供(p.44) これらの事業について、子どもに関わるすべての子育て情報を、福祉・教育(子育て支援課・教育委員会)横断して、すべてを同じプラットフォームで、一発でアクセスできるようにしてほしい。 福祉と教育は絡み合っていて、区民には所管の区別もつきにくいので、福祉と教育で分けるのではなく、講座、イベントなどの情報が、SNS上でカレンダーのような形で一括で見られるようにして欲しい。年齢、日程、地域、内容など、さまざまなテーマで検索できるようにしてほしい。公式LINE等、保護者が育児の片手間でも見やすい方法を考えるべき。	4	地域子育て支援事業の周知・啓発及び子育て情報の提供については、ご指摘の点を踏まえ、利用者の視点に立った情報の提供、利便性の向上に向けて、改善を図っていきます。	子育て支援課
24	団体	電子	p.43	地域子育て支援事業の周知・啓発 目黒区公式LINE「子育てメニュー」に出産予定日や子どもの生年月日を入れて受信設定すれば子育て情報が自動で届くようなシステムがあれば情報を周知しやすいのではないか。	4	ご指摘の点も踏まえ、利用者の視点に立った子育て情報の提供、利便性の向上に向けて、改善を図っていきます。	子育て支援課
25	団体	電子	p.43	子ども条例の普及・啓発 子どもへの周知のみならず、大人への周知も必要だと思う。ゆりかごめぐりの面接時に、子ども条例のパンフレットなどを渡し、親になる人も子どもの権利について理解をする必要があると考える。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。ご指摘の内容も参考にし、関係所管、関係団体との連携も図りながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
26	議会	書面	p.43	子どもたちの学習用端末に子ども条例がすぐ見られるようにして、子どもたちにも普及させる。町会などの掲示板を利用して、不特定多数のひとの目に入るようにする。まず身近にいる親や先生などに対して、どんなことが子どもへの権利侵害なのかわかりやすく伝える機会をつくる。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。ご指摘の内容も参考にし、関係所管、関係団体との連携も図りながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
27	議会	書面	p.43	大人に配布するだけではほぼ読まない。学校公開等の機会を捉えて、子ども条例を声に出して読む、子ども条例に関して大人と子どもで話あるワークショップ等を開催するなど、もっと能動的に知ることができる取り組みを考えるべきではないか。	3	子ども条例については、パンフレットやポスター、啓発グッズなどを配布するほか、イベントでもブースを設けてまず知ってもらうことに重点を置いて周知をしてきました。ご指摘の内容も参考にし、関係所管、関係団体との連携も図りながら子ども条例の認知度向上、啓発に取り組んでいきます。	子育て支援課
28	個人	電子	p.44	子育てアプリについては、地域アプリピアッツァは役に立たなかったので、区が税金を使うのはやめて欲しい。	4	ご指摘の点も踏まえ、利用者の視点に立った子育て情報の提供、利便性の向上に向けて、改善を図っていきます。	子育て支援課
29	団体	電子	p.44	子育て情報の提供 目黒区HP、ホッ！とナビ、ホッ！とブックなどがあるが、妊娠期から継続してどのような支援があるのか、イラストや写真を入れてフローチャート形式で順にたどれるようにするなど、もっと見やすい形にすると今後の見通しも立ち、分かりやすいと思う。利用者の意見を聞いて作成してはいいかがか。	4	ご指摘の点も踏まえ、利用者の視点に立った子育て情報の提供、利便性の向上に向けて、改善を図っていきます。	子育て支援課
30	団体	電子	p.44	小さな情報収集も得られるように地域のイベント等を各地で行ってほしい。目黒区西部より区民センターや総合庁舎でのイベントに乳幼児を連れて行くには負担があるので、パーシモンホールや緑ヶ丘文化会館等での開催も希望する。	4	今後の事業の中でイベントの実施や子育て情報の拡充について検討していきます。	子育て支援課
31	個人	電子	p.45	こども基本法第3条第3号に「全てのこどもについて」とあるが、一方で、具体的な事業内容を見ると、公募(全てのこどもが見るとは限らない)かつ選出(一部のこどもしか参加できないので、一部のこどもだけに税金を使うことになってしまう)される仕組みとなっているので、学校等ですべてのこどもに広報し、応募者全員が参加(意見表明)できるような事業もご検討いただきたい。	4	まずは、全てのこどもが意見表明したいと思えるきっかけになる事業を展開し、今後、意見を発信することを自然に行えるような区政づくりをしていきたいと考えています。	子育て支援課
32	個人	電子	p.45	参加募集事業をおこなう場合に、一地点のみではなく区内全域から参加しやすい工夫をお願いしたい。	4	ご意見の趣旨を踏まえて検討していきます。	子育て支援課
33	団体	電子	p.45	子どもの意見表明・参加の推進 公園や児童館などの使い方など、子どもたちの居場所については、必ず子どもの意見を取り入れてほしい。区民版子ども会議を区内の子育て支援グループが立ち上げ、誰もが参加できる仕組み作りをしていければと思う。	4	公園整備や児童館事業の取組を行う際、子どもたちの意見を聞きながら進めています。今回想定している子ども・若者会議については、子どもの社会参画のあり方について、様々な視点で試行錯誤を繰り返しながら進めていく必要があることから、区として進めていく予定ですが、ご指摘の趣旨も踏まえながら検討していきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課
34	議会	書面	p.45	「子どもの意見表明・参加の推進」の項目には教育委員会の事業が含まれていないが、教育委員会でも、二十歳のつどいの企画立案への参画など、関連する取り組みは実施している。 教育委員会の事業も記載してはいいかがか。また、事業そのものを記載しない場合も、Youthミーティング等の参加者に二十歳のつどいの企画立案へも参加いただけないか案内するなど、区長部局と教育委員会とのさらなる連携を望む。	3	子どもの意見表明・参加の推進については、ご指摘の趣旨も踏まえて、関係所管とも連携して取り組んでいきます。	子育て支援課
35	個人	電子	p.46	めぐろ子ども・若者会議については、区政の問題について良い意味で批判的な子どもは不登校等の当事者だと思うので、学校の先生に従順なイエスマンで構成しないように検討して欲しい。	7	ご意見趣旨は参考とさせていただきます。	子育て支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
36	個人	電子	p.46	基本目標 I ー(2) ●めぐる子ども・若者会議の設置に向けた検討(p.46) 会議の目的がはっきりしない。学校で積極的に行っているメンバーだけの会議にしてはいけない。困り感のある子どもも参加しやすいような仕組みづくりを。 多くの子どもの社会参画意識を高めたいのなら、教育委員会と連携して学校の授業で行うべき。この「目黒区子ども総合計画」を取り上げて目黒区職員に取材する、実際の政党のマニフェストをもとに、議員に取材に行くなど、リアルな体験を取り入れて行うべき。	4	めぐる子ども・若者会議は、参加者から様々な声を聞きながら区政に生かしていくことで、子どもの自己肯定感の向上や社会参画に向けた意識の醸成を図ることを目的とした取組です。まずは、様々な視点で試行錯誤を繰り返しながら、ご指摘の趣旨も踏まえて検討していきます。	子育て支援課
37	団体	電子	p.46	子ども・若者社会参画プロジェクト 若者が集える居場所作りに当事者が入り、意見が反映されることを望んでいる。学校以外に安心していられる場所を若者と若者の成長を支える大人がともに形成していくことが大切だと考える。	3	子ども若者の意見を取り入れた居場所(子ども・若者の気持ちに寄り添いサポートできる大人の存在がある等)づくりを検討していきます。	子育て支援課
38	議会	書面	p.46	「意見表明にかかる事業の年間参加者数」には付随する事業に係るもののみをカウントしているが、近年の目黒区では区民センター更新や学校統合、公園リノベーション工事に向けた取り組み等も意見表明の場として機能しており、素晴らしい試みだと評価している。「現状値」の把握は困難かも知れないが、子どもたちや若者に関わる事業については、区としてぜひ引続き意見表明の場を設けるとともに、本計画においても何らかの形で明記し、気運の醸成を図って頂きたい。	2	ご指摘の点を踏まえ、引き続き取り組んでいきます。	子育て支援課
39	議会	書面	p.46～ p.48	また、付随する事業(「めぐる子ども・若者会議の設置に向けた検討」、「キッズレポーターによる地域や施設への取材体験」、「MEGUROこどもモニターによる子ども意見の把握」、及び「Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換」)については取り組み手順として「参加者の公募、選出」が掲げられている。こちらについては選出過程で職員の皆さんに近い価値観の子どもたちや若者たちが集まってしまっはもったいない。P28ではすべての子どもの尊厳を大切にするという基本理念を第一に掲げているほか、生の声として面白い意見を聞ける可能性も考えるなら、「公募、選出」以外にも例えば抽選等のような手段も講じることができる表記に改められないか。	3	多様な子どもの参加が可能となるよう、ご指摘の趣旨も踏まえ検討していきます。	子育て支援課
40	議会	書面	p.46 p.48	これまで手薄であった「子どもの意見表明・参加の推進」に多くの項目が盛り込まれたことについては賛意を表したい。 一方で、「めぐる子ども・若者会議」と「Youthミーティング」は、対象や手法、目的が似通っており、2つの事業を行う必要性がわかりづらい。 「めぐる子ども・若者会議」が開始されるまでの時限的な取り組みとして「Youthミーティング」が位置づけられているのか、それともそれぞれ全く別の事業として捉えているのか、もし別の位置付けならば、対象とする年齢を分けるなり、2つの事業に分けた意図(一方では集めきれない声をどのように拾えるのか等)を明記するなりが必要である。	3	「めぐる子ども・若者会議の設置に向けた検討」は区の施策に関与する機会を設けることを目的としています。「Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換」は、子ども・若者の様々な生の声を聴きながら区政課題の把握、改善に努めていくことを想定しています。 ご指摘の点を踏まえ、それぞれの目的を明確にするとともに、二つの取組を効果的に行えるよう、施策展開を検討していきます。	子育て支援課
41	議会	書面	p.46～ p.48	「子どもの意見表明・参加の推進」に掲げられている事業について、意見を集めるだけ集めて、その意見が施策に反映されなかったり、どのように反映されたかが子どもたちにわからないようであれば、子どもたちは区の行う意見募集に期待しなくなり、目的とは真逆の政治不信にも繋がりがかねない。 それぞれの事業で、「何のために意見を集めるのか」、「集めた意見がどのようなプロセスを経て施策に反映され得るのか」を子どもたちにわかりやすく伝えることが必要であるし、「出した意見がその後どのように受け止められたのか」のフィードバックが不可欠である。事業のそういった観点も踏まえうえで計画に盛り込んでいただきたい。	2	ご指摘のとおりフィードバックについてはとても重要であると認識しており、子どもや若者の気持ちを的確に把握し、施策に反映させられるよう様々な手法を検討していきます。	子育て支援課
42	個人	電子	p.47	MEGUROこどもモニターによる子ども意見の把握 全小学生(在住)約12,000人、全中高校生(在住)約9,000人であるのに、たったの200名のモニターでは少ない。この事業のイベントに参加できる人は少ないかもしれないが、分母は大きい方がいいと思う。せめて500名ほどは必要ではないか。今回の高校生向けアンケートの回収率の悪さを踏まえて、募集周知方法をよく検討していただきたい。	3	人口から子ども総合計画改定に係る基礎調査時の回答率を用いて想定回答人数を算出し、さらにモニター割合を算出、各世代の人数を算出し、初年度の導入は目標値として設定しました。	子育て支援課
43	個人	電子	p.47～ p.49	●キッズレポーターによる地域や施設への取材体験(p.47) ●MEGUROこどもモニターによる子ども意見の把握(p.47) ●Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換(p.48) ●中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の編集による情報発信(p.48) ●子どもたちが主体的に関わる児童館運営(p.49) ●中高生による交通安全啓発事業(p.49) これらの事業については、大人が用意したものから子どもが選んで、言われたようにするだけだと、子どもたちのやる気が起きない。企画段階から子どもに任せてみるのはどうか。 また、学校によくきている情報の届きやすい子どもたちだけではなく、学校に来づらい子も、障がいのある子も、すべての子どもに丁寧に情報が届く用意してほしい。これらの事業が、学校外での子どもの居場所になる。漠然と子どもの「居場所」を作って「おいで」と誘うよりも、このような「やること&場所」を提供することで、来る「意味」が生まれ、そこが自然に「学校の授業以外」の居場所になるというほうがよい。子どももそのほうが安心感がある。	4	子どもの社会参画の取り組みについては、子どもが自ら参加してみたいという気持ちを大切にしています。これらの事業に興味を持った子どもたちが創意工夫し、自らの言葉や作品で発信することで社会参画の一助となるよう取組を推進しています。 中高生による交通安全啓発事業は、「交通安全」をテーマに、中高生が自ら企画・製作・デザインするものとなっています。 「めぐろう」は編集員がそれぞれの知りたいこと、伝えたいことを決め、企画からデザインまですべて行っています。 児童館では、子どもたちが自らの欲求や意欲に基づいて、仲間と折り合いをつけながら、遊びや取り組みを児童館活動の根幹とし、その活動として日常活動を展開しています。児童館子ども会議や日常的な利用の中で、子どもの意見を反映させていきます。 すべての子どもが社会の一員として、等しく自分たちの意見を言うことができる機会の創出、環境づくりに取り組んでいきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課 土木管理課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
44	議会	書面	p.47	MEGUROこどもモニターという名称は、大人目線では良い名称かもしれないが、当事者である小学生～高校生にとっては、「こども」の意見として(普通の大人のモニターよりも)軽く見られるような印象で伝わらないか懸念する。事業名もこども目線での検討が必要ではないか。	4	「こども」という表現をあえて使用することで、子どもの権利尊重を明確にしていくことを意図としています。	子育て支援課
45	個人	電子	p.48	中学・高校生タウン情報誌「めぐるう」の編集による情報発信 前述、区内には在住中高生が約9,000人いるはずなのに、そのうちのたった10人程度が参加している事業、というのが長年、気になっている。これに関わった子ども達、児童館職員、行政関係者は、その成果を大きなものとしてアピールするが、それにかけられる財政があるなら、もっと広く多くの中高生に届く事業はないものかと思う。「目黒区民で良かった、これからも目黒区に関わりたい」と大人になってからも思えるような区民意識を学生のうちから培えるような事業を創出できないものか。	3	「めぐるう」は、その年により 10人～40人程度の編集員が関わっています。編集員がそれぞれの知りたいこと、伝えたいことを決め、企画からデザインまですべて行うことで、探求心の醸成や自己肯定感の向上につなげています。 このような取組を実施しながら、多様な手法による子どもの社会参画を検討していきます。	放課後子ども対策課
46	個人	電子	p.48	今、目黒区内にもキャンパスがある大学の学生が、地域への支援として商店街の一角で、居場所作りを行っている。是非彼らの想いを一緒に育てていければと思っている。彼らは頼られる事によって成長していくと思う。例えば、I-(2)-04のYouthミーティングを彼らと協働し開催したり、I-(2)-05のめぐるうに彼らに関わってもらったりという事も考えられるかと思う。 今後、地域住民や地域の資源をもっと活用し、自分の利益や主張をしたいだけの住民ではなく、いい協力者を見つけて増やしてほしい。	4	若者世代が意欲的に活動している姿は、子どもたちにとって良い刺激となり、意欲的に何かを活動するきっかけとなると考えています。今後の企画立案の際のご意見として参考にさせていただきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課
47	個人	電子	p.49	中高生による交通安全啓発事業 R6年度に行った事業は、全く耳に入ってこなかった。これは、「めぐるう」が区内中高生、児童館に行く中高生にしか配布されていないからというの一因であろう。区内の約半分の中学生は私立中学に通学。区内在学だけでなく区民(中高生)への交通安全啓発を本気で考えるなら、区報での広報、児童館や図書館でのチラシ広報をした後、窓口で啓発品配布を行うべきではないだろうか。「めぐるう」が届いていない数千人の対象生徒にこの啓発事業が届いていないなら、啓発を行ったといえるだろうか。	2	本事業は中高生が自ら考え、同世代に向けて交通安全啓発を行うことを目的としています。募集の際は、めぐるうに募集チラシを添付するほか、原則、区内所在の中学高校に在学する中高生に直接配布することを基本としています。また、区公式WEBサイト、児童館、図書館、窓口等でもチラシを配布しています。	土木管理課
48	個人	電子	p.50	●平和の特派員広島派遣(p.50) 一部の子に行かせるだけではなく、語り部を学校によぶべき。あるいはアーカイブを見せるべき。あるいは、ドキュメンタリー映画「ひろしま」、アニメ「はだしのゲン」などをしっかりと見せるべき。	4	より多くの方に平和の尊さを伝えていけるよう、様々な平和記念事業に取り組んでいるところです。いただきましたご提案は今後事業を行う際の参考とさせていただきます。	総務課
49	個人	電子	p.50	●子どもに対する意識調査(p.50) 子どもの意見は多様。学校によくきている情報の届きやすい子どもたちだけでなく、学校に来づらい子も、障がいのある子も、等しく意見が言えるような機会を聞いて欲しい。行政は、ただ意見を待つだけではなく、意見をとりに行くよう動いてほしい。	2	すべての子どもが社会の一員として、等しく自分たちの意見を言うことができる機会の創出、環境づくりに取り組んでいます。併せて、広報や周知啓発にも努めています。	子育て支援課
50	個人	電子	p.51	成果指標が「子育てについて、気軽に相談できる人や場所がないと思う保護者の割合」のみとなっているが、子どもの意見表明を尊重する社会を目指すならば、「虐待を受けたと思う子どもの割合」というような、子どもの側からみた指標も必要ではないか。	4	成果指標は、成果や進捗状況をできる限り定量的に(数字で)測ることができるものを前提に設定しています。「児童虐待の予防と発生時の適切な対応」という目標に対して、予防の観点からこの指標を設定したものです。ご指摘の点も踏まえ、どのような指標が適切かについては、今後の課題として引き続き検討していきます。	子育て支援課
51	個人	電子	p.51	虐待やVD等の案件については、児童相談所や子ども家庭センターの対応案件が増加し、苦慮されていることと思う。他区や他県からのDV等における緊急避難の案件については、迅速な生活支援などを受けることができるのか、また、児童・生徒の引きこもり防止の観点から、メンタルケアや教育再開が起動にのるまで積極的な支援が行われていくように、行政間、区の各組織間で連携する仕組みづくりが具体的に記載され、実行されるとよいと感じる。	2	児童のいる世帯からDVに関するご相談があった場合には、女性相談支援員等が子ども家庭支援センター等児童に対応する部署と連携し、適切な支援に繋げています。また、地域における児童相談の体制を充実に向けて、要保護児童地域対策協議会を活用し、区の関係部署や他機関との連携強化を図っています。	子ども家庭支援センター 教育指導課
52	団体	電子	p.51	児童虐待の予防と発生時の適切な対応 切れ目のない支援に向けて、令和7年4月に開設する、「こども家庭センター」では、妊娠期から出産後の生活にスムーズに移れるよう、出産準備教室の時に妊婦が子育てひろばの見学をしたり、ひろば利用者から赤ちゃんのいる生活について話を聞くことができるよう連携していくことを望んでいる。	2	妊産婦やその家庭の声に耳を傾け、ニーズに沿った支援ができるように、母子保健と児童福祉それぞれの専門性を活かし連携していきます。また、いただいたご意見を踏まえ、こども家庭センターが拠点となって、子どもと子育て家庭が地域や社会から孤立しないように取り組んでいきます。	子ども家庭支援センター 保健予防課 碑文谷保健センター 子育て支援課
53	個人	電子	p.52 p.53	基本目標 I-(3) ●東京都児童相談所の整備に向けた取組(p.52) ●東京都児童相談所サテライトオフィスの設置(p.53) 児相を作って相談室で待っていても、児相が本当に必要な人には届かないし、相談に来ない。 児相は怖いところ、という印象を払拭するような啓発を、保護者、民間の地域の子育て支援団体に対して行うとともに、児相の職員が、子育て支援現場に赴いていろいろな親子と接して目黒区の親子の現状を知り、親子が職員に話しやすくなるような関係性を築くように努めて欲しい。	2	こども家庭センター内に設置する東京都児童相談所のサテライトオフィスを拠点として、児童相談所の職員が面談や訪問をしていきます。また、目黒区内への東京都児童相談所の誘致に向け、都区間の情報共有、協議、合同調査等による連携構築を図り、児童虐待や要支援家庭へ適切に対応していきます。更に、区内の関係機関が主催する地域の連絡会においては、児童相談所も参加し子どもや家庭の情報共有を行い地域と連携しています。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点 整備課 子ども家庭支援センター

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
54	個人	電子	p.52 p.53	●こども総合相談センター(仮称)の整備(p.52) ●こども家庭センター開設(p.53) センターの場所は電車の駅から遠く、センターの施設が充実するだけでは、その施設の近隣の親子が便利になるだけで、他地域の親子はあまり恩恵に預かることができない。 センターは、目黒区全体の児童館や、民間の子育て支援団体と連携して、「情報の集積」「支援団体のサポート」など、情報センターのような役目を果たして欲しい。園庭はプレーパークのような自由な遊び場にすべき。	2	こども総合相談センターについては、妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の拠点を目指しています。 こども総合相談センターの整備にあたっては、施設内に設置する機能、サービスだけではなく、関連する区の事業・組織や民間団体等の地域資源との連携等、センターを拠点としてネットワークの構築、総合的な支援に繋がる取組を検討していきます。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点整備課 子ども家庭支援センター 放課後子ども対策課
55	議会	書面	p.52	子どもの尊厳を大切にする点では、総合的な子ども家庭支援体制の構築に伴う利和13年度を目途に都立児童相談所・一時保護所を設置することについて、子どもの人権、尊厳に配慮した運営になるよう、東京都と目黒区の連携を進めること。	3	ご指摘の点を踏まえ、目黒区内への東京都児童相談所の誘致に向けて、こども家庭センター内に設置する東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用し、都区間の更なる連携強化を図ります。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点整備課
56	議会	書面	p.52	1. 総合的な子ども家庭支援プロジェクト 「東京都児童相談所の整備に向けた取組」について 広域の東京都児童相談所と、地域の支援を担う目黒区との連携を密にし、絶対に虐待死を防ぎ、子供の人権侵害を防ぐことが重要である。目黒区として、虐待が疑われる報告に対して、報告を待つのではなく、積極的に関与し、アウトリーチで適切な支援を行う体制を作ること。	3	児童虐待通告については、すでに区の子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して迅速に対応しているところです。 児童虐待については、こども家庭センター内に設置する東京都児童相談所サテライトオフィスを活用し、合同で対応を検討する、同行訪問するなど都区間の連携体制の強化を図りながら、虐待行為の背景へも目を向け適切に対応していきます。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点整備課 子ども家庭支援センター
57	議会	書面	p.52 p.53	今後都児相整備へ向け、渋谷区はすでにサテライトオフィスを開設している。サテライトオフィスのノウハウ等渋谷区との連携も必要ではないか。	3	目黒区内に東京都児童相談所を設置することを踏まえて、こども家庭センター内への東京都児童相談所のサテライトオフィスの設置にあたっては、すでにサテライトオフィスを設置をしている渋谷区を参考にするとともに、東京都、渋谷区、目黒区の連携構築を図っていきます。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点整備課 子ども家庭支援センター
58	議会	書面	p.52	先進自治体の調査・研究及び機能検討とのこと。計画自体の変更を要望するものではないが、視察の際は良い自治体があれば都内や関東だけでなく、必要に応じて遠方へも赴く費用や時間を確保されたい。	4	こども総合相談センター内に設置する機能、サービス等の検討にあたっては、先進自治体の施設や取組を参考に検討していきます。	子育て支援課 子ども家庭支援拠点整備課
59	個人	電子	p.53 p.52	こども家庭センターおよびこども総合相談センター(仮称)の開設は子どもを妊娠から子育ておよび青年期までを一体化し、また家庭環境も把握しやすく、様々な支援に繋げやすい母体となることを期待する。都児相との連携も期待している。	3	こども総合相談センターが、妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の拠点となるよう、施設内に設置する機能・サービス等について、今後検討していきます。また、目黒区内に誘致する東京都児童相談所と連携し、児童虐待や要支援家庭への効果的な支援に繋げていきます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援拠点整備課
60	議会	書面	p.53	虐待に早急に対応できるための婦人相談員を増やし、子ども家庭支援センターと連携した、配偶者暴力相談支援センターを設置すること。	4	区では、児童のいる世帯からDVに関する相談があった場合には、女性相談支援員等が子ども家庭支援センター等児童に対応する部署と連携し、適切な支援に繋がっています。 配偶者暴力相談支援センターの設置については、所管部署において関係部署と連携し検討を進めていきます。	子ども家庭支援センター
61	個人	電子	p.54	児童虐待予防の普及啓発 児童虐待はもちろんいけないが、そこだけが強調されると親を追い込むことになる。虐待にはいろいろな背景があることや親も苦しんでいることも区民に啓発すべきだと思う。	2	こども家庭センターを中心に、相談対応において家庭の困りごとに寄り添うとともに、子育てに係る不安や負担感を和らげるといった予防的対応も児童虐待の未然防止となることを、パンフレットや講演会、ウェブサイトなど様々な形で、区民向けに周知していきます。	子ども家庭支援センター
62	個人	電子	p.54	●要保護児童対策地域協議会の連携強化(p.54) ●養育困難家庭への支援(p.54) ●児童虐待通告・相談窓口の充実(p.54) 要保護児童は、民間の支援団体や、学校の中で見つかることも多い。民間の支援団体や学校と連携をすべき。待っていても助けを求めてこない(求め方がわからない、求めるべき状態だと認識してない)場合もあるので、要保護児童の個人情報について、民間の支援団体と協定を結び、民間の支援団体の力を借りて、要保護児童とつながるべき。	4	地域全体で子どもを虐待から守るため、関係機関や区民を対象に児童虐待予防と早期発見についての啓発を積み重ねてきたことで、関係機関や団体を含む地域からの子ども家庭支援センターへの相談が増加しています。関係機関や地域が、日頃の子どもの様子の変化に気づく、また、子ども自身からSOSの発信をしやすい環境づくりの配慮も促進されてきています。子どもの安心安全を守るため地域全体で連携を図るよう努めていきます。	子ども家庭支援センター
63	団体	電子	p.54	要保護児童対策地域協議会の連携強化 地域で活動をしている団体は、地域の情報が集まるところでもあるので、地域団体もネットワークに加わることに賛成する。	2	「地域で子育てを支える」ことを目指して、地域で子どもの育ちを支える方々や団体等と情報共有や協働の活動などネットワークづくりやコミュニティづくりに取り組んでいきます。	子ども家庭支援センター
64	個人	電子	p.57	基本目標Ⅰー(4) ●ヤングケアラー支援事業(p.57) 当事者の子どもは、自分をヤングケアラーだと思っていない場合が多い。いちばん困っているであろう「食」で誘うことで支援にのりやすくなると思う。小さな「子ども食堂」を各地に作り、情報を広めることで、ヤングケアラーが気軽に頼れるような町の雰囲気作りをするべき。	4	当事者の子ども自身が気づき、相談等ができるよう、元ヤングケアラーでもある有識者の知見を取り入れながら啓発や相談体制の構築を行っています。また、様々な実情に応じて子ども一人一人の困りごとに寄り添えるよう関係機関が連携し支援を行っています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	子ども家庭支援センター

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
65	個人	電子	p.57 p.58	●いじめ防止等を推進するための組織の設置 (p.57) ●いじめ問題の未然防止の取組 (p.58) ●いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組 (p.58) 「いじめは起こるもの」「予防はできない」という立場に立って対応をしてほしい。 むしろ、いじめが起こった時の対応が次のいじめの予防になる。 だからこそ、いじめの対応はおそろかにできないし、時間も手間もかかるので、先生ではなくて、トラブル対応のプロが行うべき。交通事故の時は、保険会社が間に立ってくれるように、大ごとする前に初動段階から相談できる機関がほしい。「いじめ解決窓口」のような機関を作って、メンタル、法律、教育などのプロが対応し、保護者でも先生でも困った時に簡単にアクセスできるようにしてほしい。	3	各小・中学校では、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るとの認識の下、「学校いじめ対策委員会」を中心に、学校組織全体で一丸となっていじめ問題の対応に取り組んでいます。 いじめは、その行為の重大性や緊急性(加害の子どもの故意性、継続性等を含む。)及びその行為により受けた被害の子どもの心身の苦痛の程度等、個々に状況が異なるため、解決に向けては、個別の事案に応じた適切な対応が求められます。 各小・中学校では、学級ごとのいじめを把握した段階で「報告票」を作成し、校内で情報共有しながら対応するとともに、事案によっては、学校と教育委員会が連携・協力し、いじめの解決に向けた対応方針について協議しながら進めています。また、いじめ防止等の対策を実行的に行うための諮問機関として目黒区教育員会いじめ問題対策委員会を設置しており、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する委員で構成しています。 なお、児童・生徒や保護者については、不安や悩みを抱えた時に、すぐに相談窓口アクセスできるよう、相談内容に応じた窓口の連絡先やウェブページ上のリンク先を示した一覧を配付及び配信しています。	教育指導課
66	議会	書面	p.57	学校のルールである校則は、児童生徒自身が意見を出し合ってルールを作るなど、子どもの意見表明権の保障に努めること。児童生徒の人格や人権を否定するような言動や、恐怖心や不安感を与える威圧的な行為(ハラスメント)によって、強制的に学校のルールを押し付ける教育は体罰であり、根絶すること。	3	各学校においては、校則の内容と変える際の手順を学校ウェブサイト等に公開するとともに、児童・生徒等が校則の内容について確認したり議論したりする機会を設け、児童・生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するように指導しています。 人権に配慮した接し方が徹底されるよう全教職員悉皆の研修を実施するとともに、悩みを抱える児童・生徒が端末やハガキから直接区や都に相談できる窓口を設置しています。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
67	議会	書面	p.57	目黒区は今年度、アドバイザーの配置や、相談対応などを実施した。さらに、ヤングケアラーで苦しむ子どもたちのためのSOS事業として、ヘルパーの派遣を実施すること。	3	関係機関との連携を図り、子育て世帯訪問支援事業により必要な支援を行っていきます。	子ども家庭支援センター
68	議会	書面	p.57	ジェンダー平等や性の多様性などを含む、包括的な性教育が必要である。ユネスコでは、包括的な性教育を推進するためのガイダンスで「性交、避妊に科学的な情報などを重要な話題を無視し省略することは、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁をつくりだす」と指摘している。日本は、公教育で、性や生殖についての科学的知識や、性に関わる人権意識を教育される機会のないままにインターネットなどで氾濫する暴力的でゆがんだ性の情報に触れている現状がある。いま目黒区で行っている「生命の安全教育」は、ユネスコの包括的性教育に基づいたとは異なるものであり、性暴力や予期せぬ妊娠を防ぐうえでも、公教育で、すべての性別と発達段階の応じた、包括的性教育に取り組むこと。	2	学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われる重要な教育であると認識しています。目黒区教育委員会では、令和6年度から東京都の「性教育の授業」の事業と同様に、東京都助産師会の外部講師を招聘し、中学校第3学年を対象に「性教育の授業」を実施しています。授業を実施する際には、保護者の理解を十分に得ながら、妊娠の経過、避妊法及び人工妊娠中絶など学習指導案に示されていない内容を含めた指導を行っています。 このような取組に加え、子どもたちが性暴力等の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、いのちを大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を身に付けることをねらいとした「生命の安全教育」の実施を、引き続き進めていきます。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
69	議会	書面	p.57	ヤングケアラーの発見 ヤングケアラーは本人と家族に自覚がなく相談に至らないケースも多く、早期発見が難しいことから、ヤングケアラー支援事業に早期発見のための取り組みを追記すること。	3	当事者の子ども自身の気づきがえられ、声を上げることができるよう、有識者の意見も取り入れ周知・啓発を図ります。また、相談体制の構築・周知とともに、当事者の困りごとに対して必要なサービスが迅速に届くように、関係機関ともさらに連携強化を図っていきます。	子ども家庭支援センター
70	個人	電子	p.58	いじめの早期対応については、担任や管理職では対応が難しく、アンケートの後の聞き取りで嫌な思いをして、もう二度と正直に書けないと思う児童が存在する。事案ごとに目黒区からスクールカウンセラー等で構成される専門家を派遣し、被害者支援および加害者へのカウンセリング強化を求める。カツアゲや暴力等重大事案については、児童相談所や警察から構成されるチームで対処して欲しい。	2	いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部人材や関係諸機関と適切に連携して対応することが重要であると認識しています。 対応にあたっては、いじめの状況に応じて、スクールカウンセラーが関係する子どもに聴き取りを行ったり、教育委員会から専門委員を派遣し巡回訪問による観察を行ったりするなど学校教職員だけではなく様々な専門職員が関わり、対応しています。 また、暴力を伴ういじめなど犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例や、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、所轄警察署や児童相談所と適切に連携し、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行うよう周知・対応しています。	教育指導課
71	個人	電子	p.58	●スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣 (p.58) 案件があまりに増えているので、目黒区全体で4人は少なすぎる。学校や民間の支援団体で、気になる子はたくさんいて、それぞれに、本人特性、親の特性、家庭環境、など複合的な原因があって、仕事が多様化している。それに対応するには、SSWと、学校・福祉・医療・民間団体が連携してあたる必要がある。 支援はタイミングをつかむことが大切なので、SSWには、必要なときに機を逃さずに動ける、人員的余裕が必要。横断的に支援をつなぐため、さまざまな機関の間を自由に動ける独立性も必要。	3	平成22年度のSSW導入時は1名でスタートし、支援する件数の増加への対応として2名体制、そして現在の4名体制と拡充を図ってきました。導入当初は、学校等へSSWを知ってもらい活用させる目的もあり、幅広いケースに派遣していたため、派遣件数や回数が高止まりの状態となりました。そこで、令和5年度に、SSWの支援を必要とするケースを精査し、SSW同士が情報共有と互いの支援を見直す会議等を行うようにして、関係機関への接続や連携を含めた支援の質を高める体制づくりを行いました。また令和6年度は、元学校管理職のSSW統括職を配置し、SSWの業務の管理・監督、学校との連絡・調整を円滑に進めるなど、さらなる体制の強化を図ったところです。今後も、支援の質の向上と関係機関等との連携により適切な支援を行っていきます。	教育支援課
72	個人	電子	p.58	●長期欠席児童・生徒への学習支援 (p.58) オンライン授業の実施。別室での学習支援を、すべての学校に設けて欲しい。教員の負担が重くならないように、民間の力を活用すべき。区役所の食堂で夜間に実施するだけでは、遠い地域の子はいけない。できるだけ、生活圏内で行けるように、各地域に、できれば全学校に設けて欲しい。	3	学習用情報端末の配備により、長期欠席等の児童・生徒を対象とする授業のオンライン配信や担任との面談など、学校と本人・保護者の相談の上で実施しています。また校内の別室であれば登校できる児童・生徒についても、校内努力や都の施策を活用し、学習支援を行っています。	教育支援課
73	議会	書面	p.58	このほかに巡回しているSCを各校に常駐させる。不登校児童・生徒の増加やいじめなどの問題に対処するには常駐が望ましい。	3	SCは都費、区費等、各校週3日程度配置しています。児童・生徒の実態把握や支援のため、生活指導上の会議等にSCが参加し意見するなど連携した事例もあります。このような良い取組を他の学校でも生かすよう情報共有を図っていきます。	教育支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち							
74	個人	電子	p.60	児童発達支援センター(保育所等訪問支援)について 障害の有無にかかわらず、発達の不安や子どもへの関わり方の相談などをできる機会がほしい。以前私立保育園で臨床心理士に子どもへの接し方について相談できる機会があり大変ためになった。平日昼間に予約をとって近所ではない支援センターに行くのは難しくても、通っている保育所に半年に一度の機会でも例えば16-17時に訪問してくださるとなればハードルが下がって相談しやすく、実現したらありがたい。	4	障害の有無にかかわらず、お子さんの発達の不安や関わり方などの相談を、児童発達支援センターの職員が保育所等で実施することについては、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援とは異なることから、児童発達支援センターの相談支援体制の強化などを踏まえ、今後の研究課題とさせていただきます。	障害者支援課
75	個人	電子	p.60	児童発達支援センター(保育所等訪問支援) 保育所等においては障害とは認定されていないいわゆるグレーゾーンのお子さんが増えており、どこの専門機関にもつながらないために対応に苦慮している。そういうお子さんへの支援を強化するために、障害のあるなしにかかわらず保育所等を訪問して、相談、助言がいただけるようにしていただきたい。	3	保育所等訪問支援は、保護者からの申請に基づく事業で、対象児は保育所、学校等に通所・通学していて、集団生活への適応のために 専門的な支援が必要な子どもとなり、医学的診断や障害者手帳の有無は問いません。発達の遅れがある子どもや集団生活への適応のために支援が必要な子どもの利用が進むよう、保護者へより一層の周知・啓発を図っていきます。	障害者支援課
76	個人	電子	p.60	基本目標Ⅱ－(1) ●児童発達支援センター(保育所等訪問支援) (p.60) その子にあった支援をするために、保護者も、特別支援教育支援員も、療育の民間事業者も、みんなが保育所等訪問支援の活用を望んでいる。保護者は、学校で自分の子どもにどのような支援が行われているか知らない。 特別支援教育支援員も、保護者・教員・医療者・療育事業者の目標設定を正式に聞かされていないので、自分の支援の妥当性がわからない。 したがって、保育所等訪問支援では、各支援児に対し、保護者・教員・医療者・療育事業者、特別支援教育支援員でカンファレンスを行ってほしい。 教員にとってその会合を設定することが負担ならば、特別支援コーディネーターを教員の兼務ではなくて専門職とすべき。	4	保育所等訪問支援事業では、児童発達支援センターの職員が保護者からの申込みに基づき、対象児童が通う保育所等を訪問し、対象児童に対する集団生活への適応や日常生活動作の支援のほか、訪問先職員や家族に対し、子どもへの理解や特性を踏まえた支援方法・関わり方の助言等を行っています。児童発達支援センターと訪問先は、対象児童の情報を共有し、緊密に連携しながら保育所等訪問支援を行っています。 各小・中学校においては、校長のリーダーシップの下、特別な支援を要する児童・生徒について会議で情報共有し、特別支援教育コーディネーターを中心に当該児童・生徒の状況を踏まえて具体的な支援策を検討し、段階的に対応しています。また、必要に応じて、支援対象となる子どもの保護者や関係者と教育的ニーズを整理し、学校全体で問題解決を図っています。なお、特別支援教育コーディネーターについては、校長が各校の実情に応じて指名し、校務分掌に明確に位置付けて、研修等により円滑な引継ぎや人材育成を進めるなど、対応力の向上に努めています。	障害者支援課 教育支援課
77	個人	電子	p.60	●児童発達支援センター(相談支援) (p.60) 相談支援を知らない保護者や、知っていても相談支援員不足で、すぐに担当をつけてもらえない、順番待ちをしている保護者がいる。増員して、啓発を行うべき。	3	児童発達支援センターの相談支援体制につきましては、相談支援に従事する職員の相談支援専門員資格取得の促進など、相談支援体制強化のための対策を進めるとともに、区ホームページ、関係機関でのリーフレットの配布、子どもの発達支援の啓発イベントである「発達応援マルシェ」において、周知・啓発に努めていきます。	障害者支援課
78	団体	FAX	p.60	子どもの発達に不安を感じた時に相談できる窓口として、基本相談支援があるということを保護者に周知・啓発をしてくださるようお願いしたい。また、基本相談業務が適切に行われているか、調査してくださるようお願いしたい。	3	基本相談支援は各障害児相談支援事業所において実施しており、区公式ウェブサイトや障害者福祉のしおり等において事業所一覧を掲載しています。さらに、区では発達障害相談支援拠点「ぼると」を設置し、発達障害に関し、子どもから大人までの切れ目のない相談支援を行っています。子どもの発達に関するお問い合わせや相談が保護者から寄せられた際は、上記について適切にご案内するとともに、効果的な周知方法についても今後併せて検討していきます。 また、基本相談支援の適切な運営に向けては、各相談支援事業所の対応状況を調査するとともに必要に応じて見直しを図るなど、基本相談支援を受けやすい体制整備に向けて、引き続き検討していきます。	障害施策推進課
79	個人	電子	p.61	●居宅介護(ホームヘルプ)サービス等の実施 (p.61) ●短期入所(ショートステイ)サービスの実施 (p.61) 施設の数を増やして欲しい。	3	現在、区内には居宅介護事業所が54事業所、短期入所事業所が7事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービス提供体制の充実に向けて、今後、地域の実態把握に努めるとともに、人材育成や事業所の確保に取り組んでいきます。	障害施策推進課
80	個人	電子	p.61	●学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実 (p.61) 発達障害の特性が強いと入所を断られる例がある。理由には人手不足や、申し送りや最初の打ち合わせ不足があると思う。特性の強い子がいられる学童は、他の子にとっても居心地良い場所になる。学童に、空間的・人間的な余裕をもっと持たせるべき。学童のQOLを高めるよう予算をさくべき。	3	学童保育クラブにおける障害のある子どもの受入れについては、保護者への丁寧な聞き取りや入所前の保育参観を実施することで、お子様の状況を的確に把握し、適切な職員配置を行っています。また、障害児対応連絡会を開催し、職員間で保育の実践内容の共有や意見交換等を行い、保育内容の充実に努めています。 さらに、障害児の巡回指導は、区職員によるものに加えて、専門機関に委託し、多角的な視点により支援を行うとともに、区内障害者児支援施設とも連携し、各学童保育クラブの状況に応じた支援を行っています。施設のバリアフリー化については、関係所管と協議を進めながら、必要な改修などを行っています。	放課後子ども対策課
81	個人	電子	p.61 p.62	●児童発達支援センター(療育) (p.61) ●発達障害支援事業 (p.61) ●重症心身障害児通所支援事業 (p.61) ●子どもの成長に合わせたサポート体制の整備 (p.62) 小学校に上がっても継続して公費で療育ができるようにするべき。 障害児に普通級への門戸を開いているからには、普通級に通っている障害児に対し、普通級の中に専門家が入っての支援をするべき。 また、支援の必要な子には、授業中にデイジー教科書などの利用を許可するべき。特別支援教育支援員もデイジー教科書の利用法に精通しておき、いつでも素早く適所に使えるようにするべき。要支援児には、授業の前にデイジー教科書による、耳からの予習の時間を設け、理解を助けるべき。	4	子どもの発達支援の連続性を図るため、小学校就学後の療育の場として、放課後等デイサービスがあります。利用料金は、法令の定めにより、所得に応じ、原則として利用額の9割を公費で負担し、1割を自己負担でご利用いただいています。なお、所得に応じて上限額が定められています。各小・中学校においては、校長のリーダーシップの下、特別な支援を要する児童・生徒について会議で情報共有し、特別支援教育コーディネーターを中心に当該児童・生徒の状況を踏まえて具体的な支援策を検討し、段階的に対応しています。また、必要に応じて、支援対象となる子どもの保護者や関係者と教育的ニーズを整理し、学校全体で問題解決を図っています。 引き続き、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いながら、支援内容の一つとしてデイジー教科書の活用例等を提示し、特別支援教育に関する理解を深める取組を推進していきます。	障害者支援課 放課後子ども対策課 保育課 教育支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
82	議会	書面	p.61	国の報酬改訂で閉鎖する放課後等デイサービス事業所が目黒でもあり、子どもたちが安定して利用し生活を送れるよう区としてしっかり支えること。	3	障害のある児童と家族が安心して暮らし続けられるよう、放課後等デイサービス提供体制の充実に向けて、地域の障害児通所支援事業所と連携を図っていきます。	障害者施策推進課
83	議会	書面	p.61	医療的ケア児を受け入れるために、保育園と同様に、学童保育クラブにおいても、看護師の加配を行うこと。	2	保育園と同様に学童保育クラブも、医療的ケア児を受け入れる際に、保育時間中は看護師を配置しています。	放課後子ども対策課
84	個人	電子	p.62	健康教育の推進 健康づくりに関する専門の職員(学校健康トレーナー)を区立小学校へ派遣する一特に校舎建て替えのために、校庭が使えない学校においては、健康トレーナーの派遣回数を増やすなどして、児童の健康維持に協力していただきたい。また、せっかくトレーナーが来ても、体育授業がない日だったりして、せっかくの彼らの能力を使えていない場合が多いように思う。派遣校との連絡を密にするなど工夫が必要と思われる。	4	学校健康トレーナーは、区立全小学校へ定期的に派遣し、肥満や体力不足などの健康課題の改善に向けて運動支援や運動観察などの活動を行っており、教職員と連携して、相談・指導(運動プログラムや生活改善プログラム)の提供を行っています。校舎建て替えの学校においては、近隣の区立体育館を借りて体育の授業や、学校での中休みの時間にリズム体操などを実施しています。学校への派遣の回数は1校あたり週1回年間30回程度となっています。「めぐろ元気あつぷ教室」等の開催もあるため、現状以上の派遣は難しい状況がございますが、派遣日及び派遣日数については、学校と連絡を密にしていきます。	学校運営課 学校施設計画課
85	個人	電子	p.62	●保護者への早期からの就学に係る情報提供と就学相談(p.62) ●教育相談(p.62) ●就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実(p.62) 「就学のしおり」に、通常級に行った時に受けられる支援や、特別支援教育支援員の制度について、もっと詳しく情報提供し、説明すべき。 支援に関する情報を提供すると、通常級に行こうとする要支援児が増えて、学校の負担が増すと考えられているかもしれないが、実態は逆である。今の学校の日常生活の様子を詳細に伝え、現時点でできること・できないことを伝えることで、むしろ、学校と保護者との間の認識のずれを解消することができ、結果的に、保護者は現状で子どもにいちばんあった選択をしようとすると思われる。また、保護者のニーズと、学校の対応力のずれを可視化することで、問題が、教員個人や学校の責任ではなく、行政の大きな問題点として可視化され、改善への糸口が見えるようになる。それは、保護者にとっても学校にとっても前進となる。	3	「就学相談のしおり」については、改訂時により一層の充実に図ってまいります。また、特別支援教育支援員の制度については、お子さんの就学相談の中で、必要に応じて説明を行っています。	教育支援課
86	個人	電子	p.63	「教育・保育の振興」など(適切な箇所が不明)； 目黒区の小学校では、子どもが就学前に在籍していた幼稚園、保育園がかなりバラバラで、入学時点で保護者同士のつながりが希薄となっている。最近では、入学後のつながりも薄くなっている。保護者同士のつながりが、子どもたちを斜めから見守る環境づくり、子ども同士のつながりづくり役立つので非常に重要だと考える。 参考事例として、世田谷区弦巻小学校では、PTAが主催で、就学前後の保護者への相談対応、保護者同士のつながりをつくる活動を開始している。 https://tsurushoupta.wixsite.com/mysite/%E6%96%B0%E5%85%A5%E5%AD%A6%E3%81%AE%E6%96%B9%E3%81%B8 区役所が直接乗り出すのは適当ではないと思うが、区とPTAとの意見交換、学校とのやり取りの中でこの種の取組があることを話題にするなどしていただけると良いと思う。	4	教育委員会は、小学校及び中学校PTA連合会に対し、単位PTA相互の連絡と調整、PTA活動を活性化する事業を実施することを支援しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	生涯学習課
87	個人	電子	p.63	私立幼稚園への支援については、それぞれが独自の教育をしていて、我が子の個性に合った幼稚園を選ぶことができると思う。現在、文部科学省所管の学校教育施設であった幼稚園が、保育園への手厚いサポートと比較し、後回しになっている印象を受ける。保育園と幼稚園で同じ質の教育を提供できるかというと、資格が異なるので、すぐに対応するのは難しいのではないかと思う。保育園が幼稚園と同等の教育の質を提供するためには、幼稚園教諭の資格を持つ人材を保育園に配置しなければならないと考える。	3	幼稚園教育要領、保育所保育指針とも、(1)子どもと保育者との信頼関係を基盤とする。(2)子どもの主体的な活動を大切にし、適切な環境の構成を行う。(3)子ども一人一人の特性と発達の課題に即した指導を行うことなどを基本としており、幼児教育の指針として整合性が図られて保育を行っています。また、保育園保育士におきましても幼稚園教諭免許を有した職員が多数おり保育を行っているため、質の高い保育の展開に繋がっていると考えています。幼稚園と保育園の支援の格差については、参考とさせていただきます。	子育て支援課 保育課
88	個人	電子	p.63	子どもを自分の手で一定期間育てたい保護者のニーズにあった多様な選択肢を各家庭が選べるようにするとよいと思う。そのためには、妊娠中の両親学級のうちから乳幼児教育および保育園・幼稚園の教育について正確な情報提供をし、多様な選択肢を用意し、安心して子育てに臨める環境の推進を希望する。 保育園の申込時期が低月齢のうち、つまり早いという理由で、幼稚園で受けられる教育と比較する間もなく、保育園に申し込むケースは多いのではないか。	2	保育園及び幼稚園を含め、保護者が子育てにおける多様な選択肢の中から、ご家庭のニーズに合わせて最適な選択ができるよう、ご指摘の点を踏まえて、改善に取り組んでいきます。	子育て支援課 関係各課
89	議会	書面	p.63	幼児教育の推進 小学校低学年(特に1・2年生)のストレス緩和対策のひとつとして、幼稚園や保育所生活から小学校生活へ円滑に接続するため、発達段階に応じた幼児教育の重要性を明確に位置付けること。	3	教育委員会では、就学前施設から小学校への円滑な接続は重要であると捉えており、「目黒区指導改善の手引き～アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム編～」や「幼小連携実践事例集」の中で、その重要性を明記しています。また、区内全ての就学前施設と区立小学校の教職員を対象とした研修を実施しており、目黒区指導改善の手引きや幼小連携実践事例集の活用を促進するよう呼び掛けています。 幼児教育から小学校教育へ円滑に接続されるよう、各小学校においては引き続き、教育課程に幼保小連携を位置付け、国が進める「幼保小の架け橋プログラム」の考え方に基づく、幼小のつながりを意識したスタートカリキュラムの編成・実施に努めていくよう、指導助言を行っています。	子育て支援課 学校運営課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
90	個人	電子	p.64	こども誰でも通園制度について 昨年度一時保育を利用しようとしたときに枠の争奪戦が激しく利用が叶わなかった。枠が広がったり布団など持ち物の負担が減るとより利用しやすくなり、育休中私用やリフレッシュしたいのに誰にも預けられないということがなくなる。ぜひ実現、拡充してほしい制度だと感じる。	3	こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られ、ものや人への興味や関心が広がり成長していく、成長発達に資する豊かな経験を得る等、全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としている制度です。 一方で、現状において実施に向けた課題もあることから、慎重に実施方法を検討していきます。	子育て支援課 保育計画課
91	個人	電子	p.64 p.69	基本目標Ⅱ－(2) ●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(p.64) ●一時保育(一時預かり事業)(p.69) ●区立こども園の中・長時間保育(p.69) 保育を拡充するなら、保育士に負担が行かないように、保育士を増やすべき。今までと同じ人員で、誰でも通園制度や一時保育を拡充すべきではない。安全性に欠ける。	3	こども誰でも通園制度の実施設については、区が審査し、認可を行います。 認可する際には、子どもの安全・安心や保育の質を確保するために、人員配置等を確認します。 また、区では就職フェアを開催し、公立・私立を問わず、保育士人材の確保に引き続き努めています。 区立こども園の中・長時間保育の実施に当たっては、認定こども園の職員配置基準等に沿って、適切な人員配置により事業を実施しています。 子どもが安心・安全に過ごすことを最優先として、取り組んでいきます。	保育課 保育計画課 学校運営課 教育指導課
92	団体	電子	p.64	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 受け入れる側の保育園などの整備が必要かと思う。保育士を増やすなどの対応をしないと、この制度を実行することは保育園には負担となるのではないか。保育士を増やすとともに子どもの安心安全を考え、質の担保も必要だと考える。	3	ご指摘のとおり、現状において、こども誰でも通園制度を開始した場合、保育現場に負担が生じるとともに、子どもたちが安心して過ごせる環境を担保するうえで課題があります。 制度開始が目的とならないよう、子どもが安心・安全に過ごすことを最優先として、課題整理をしながら慎重に取り組んでいきます。	子育て支援課 保育計画課
93	議会	書面	p.64	令和8年4月から実施されるこども誰でも通園制度では、安易な規制緩和による実施ではなく、子どもの安心安全を最優先にし、保育の質を確保するために、必要な職員の配置を適切に行うこと。そのための保育士人材を確保し、充実させること。	3	ご指摘のとおり、現状において、こども誰でも通園制度を開始した場合、保育現場に負担が生じるとともに、子どもたちが安心して過ごせる環境を担保するうえで課題があります。 制度開始が目的とならないよう、子どもが安心・安全に過ごすことを最優先として、課題整理をしながら慎重に取り組んでいきます。	子育て支援課 保育計画課
94	個人	電子	p.65	●私立幼稚園への支援(p.65) 障害児の入園を断る園がある以上、受け入れている幼稚園には補助を出すべき。園に専門家を派遣してもらえ制度や相談できる制度なども作って園側が利用しやすくし、安心して障害児を受け入れできるようにすべき。	2	目黒区では心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的として、平成19年度から心身障害児の就園する目黒区内の私立幼稚園に対して心身障害児教育事業費補助金を給付しています。また、保護者や関係機関の方からの発達に関する相談を児童発達支援センター等の相談窓口で受け付けています。情報の提供やその対応等について私立幼稚園と区とで相談できる体制を引き続き維持していきます。	子育て支援課
95	議会	書面	p.65	株式会社保育園では、保育士の人数を水増しする運営費の「不正受給」が、内部告発などによって明らかになった。不正受給を許さないための会計監査を行うこと。子どもにとっての安心安全な保育の質を確保するための、指導監査体制の拡充にすること。	2	私立認可保育園等への指導検査の実施体制については、令和5年度から外部人材である公認会計士を活用するとともに、令和6年度には職員を増員するなど強化を図っています。	保育計画課
96	個人	電子	p.66	病後児保育について 病後児保育利用時の書類のうち健康調査書のようなものは区立保育園で入園時提出するものと質問事項が似ていたため、電子化かつ様式を統一していただけると転用でき時間的に余裕のないときも利用しやすくなって助かる。	4	今後、登録時に必要な書類については、区ウェブサイトにおいてエクセル版も掲載し、事前登録がしやすくなるように改善していきます。	保育課 保育計画課
97	個人	電子	p.66	幼小中の連携 幼保小架け橋プログラムには文字通り保育園も入っている。スタートプログラムの見直しや共有には保育園も入れるべきだと思う。	3	幼保小の連携においては、学習発表会の見学や生活科の中で学校探検・伝承遊び等を通しての交流を行っています。今後はこれまでの交流にとどまることなく、幼児期及び幼小保接続期の教育の充実に向けて教育委員会との連携を図っていきます。	教育指導課 保育課
98	個人	電子	p.66	●病後児・病児保育事業(p.66) 子どもの病気はいつも突然で、毎回そのために会社を休むことになると、職を失う恐れがある。緊急的な事案にも臨機応変に対応できるような、利用しやすいシステムにすべき。	4	お寄せいただいたご意見については、今後より利用しやすい事業とするために、事業実施の課題として取り組んでいきます。 例えば、登録時に必要な書類については、区ウェブサイトにおいてエクセル版も掲載し、事前登録がしやすくなるように改善していきます。	保育課 保育計画課
99	個人	電子	p.66	●幼小中の連携(p.66) 幼稚園保育園から小学校への内容の移行をもっと滑らかに緩やかにすべき。現在の幼稚園保育園では、非認知能力の育成に力を入れているが、小学校1年生から突然に、一斉授業、時間割授業、カリキュラムに縛られた授業となり、あまりにギャップが大きくて、ついていけない子が多く出る。 小学校1～2年は、遊びから徐々に学びへと転換していくような指導計画にすべき。 たとえば、小学校1年の前半は、かなり幼稚園保育園でやっているような「遊び」と同じような内容にすれば、子どもの精神も安定し、クラスの乱れや不登校の増加も抑えられると思う。	2	小学校へ進学する際に安心感をもって通うことができるよう、「幼保小の架け橋プログラム」の考え方にに基づき、特に入学当初、遊びから徐々に学びへと転換していく、幼児期の経験とのつながりを感じるような活動を取り入れることが大切であり、区が主催する研修においても、カリキュラム接続の重要性について取り上げて、小学校教員を対象とした研修を行っています。 各学校のスタートカリキュラムにつきましては、教育課程に位置付け、引き続き改善を図るよう指導していきます。	教育指導課
100	議会	書面	p.66	「病児保育施設の設置についても検討」とのこと。病児保育については「訪問型病児・病後児保育利用料助成制度」もあるが、こちらと併せて子どもの急病でもある程度安心して仕事ができる環境の整備を引き続き進めたい。	2	区では、区内5地区に1か所以上の病後児保育施設を整備することを目標に取り組んできました。その結果、令和7年4月に目標を達成する見込みとなっています。病児保育のニーズは一定程度あると認識していますので、現在、病後児保育施設を運営している事業者や関係団体の意見を聴きながら検討していきます。	保育課 保育計画課
101	個人	電子	p.67	学習用端末iPadのWi-Fi化移行について。自宅のWi-Fi使用前提で話が進んでいる点が不満足である。補助金なども一緒に検討しているのか。	3	自宅にWi-Fi環境を有しないご家庭へは、Wi-Fiルーターを公費負担により貸与する方向で進めています。	学校ICT課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
102	個人	電子	p.67	教育活動の充実に向けた支援体制の強化 エデュケーション・アシスタントについて。外部に委託することになった経緯がわからない。港区では、会計度任用として教育委員会が直に雇用している。特別支援教育支援員や小1学級支援員も教育委員会が雇用しているように、このアシスタントも同じように質を重視するなら教育委員会が雇用すべきではないか。さらに仕事の内容(仕様書)を見ると、「就学前や放課後の児童の教育・保育に関する勤務経験がある者」となっているが、就学前と放課後に限ったのはどういうことなのか、学校現場の経験や教員免許がなくて、果たして務まるのかが疑問である。3学年一人では賄えないと感じる。現状2校の実績があるようだが、1校の方は、長く支援員をなさっているベテランさんでその小学校を知り尽くしている方である。直接その方々から、業務内容や課題点についてヒアリングはされているのか、それを生かしての外部委託なのか、疑問である。	3	東京都教育委員会では、児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までのいずれか一つの学年において、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置する事業を、令和4年度から実施しています。目黒区では、本事業を活用し、令和6年度から業務改善モデル校2校にエデュケーション・アシスタントを配置し、効果検証を行いました。令和7年度からは、令和6年度の実績を踏まえ、全小学校に配置することとしています。近年、業種問わず人材不足が課題となっていることから、エデュケーション・アシスタントは、会計年度任用職員の募集ではなく、各学校へ配置することに重きをおき、外部委託といたしました。今後は、エデュケーション・アシスタントの資質向上等に向けた取組について検討していきます。	教育指導課
103	個人	電子	p.67	●教育活動の充実に向けた支援体制の強化(p.67) エデュケーション・アシスタントはとてもよい制度だが、特別支援教育支援員の仕事との住み分けと連携について、各現場で説明と打ち合わせをすべき。その定義ややり方について、学校ごとに違いが出ないようにすべき。また、エデュケーション・アシスタントの立場は1年ごとの不安定なものではなく、責任を持って同じ子達を何年も担当できるようなシステムにすべき。	3	東京都教育委員会では、児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までのいずれか一つの学年において、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置する事業を、令和4年度から実施しています。目黒区では、本事業を活用し、令和6年度から業務改善モデル校2校にエデュケーション・アシスタントを配置し、効果検証を行いました。令和7年度からは、令和6年度の実績を踏まえ、全小学校に配置することとしています。特別支援教育支援員とは、業務内容が異なることから、各学校の実態に応じて適切に連携を図りながら取り組んでいきます。また、エデュケーション・アシスタントの配置学年につきましては、各校において年度の状況を踏まえ、決定することとしています。	教育指導課
104	個人	電子	p.67	●学校ICT環境の整備(p.67) タブレット端末がかさばりすぎて机の中に入らない。ランドセルが重すぎる。子どもの健康を害している。タブレット端末があるのに、紙の本を持っている必要がない。タブレット端末の中の電子教科書をもっと利用して、子どもの荷物を減らすべき。子どものランドセルや荷物があまりに多く、日本の学校の問題として、今とりあげるべき。改善すべき	4	現行のタブレット端末は、令和7(2025)年度にリース期間が満了することから、機器更新に向けて様々な視点から検討を行っていく必要があると考えています。 電子教科書につきましては、現在、国の「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」により、英語科と算数・数学科の学習者用デジタル教科書を導入し、検証を進めている段階であり、紙の教科書を主として使う教科が多い状況です。 このことから、タブレット端末を含む携行品に係る配慮につきましては、引き続き、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の実態を考慮して、各学校で適切に判断するよう指導していきます。	学校ICT課 教育指導課
105	議会	書面	p.67	新しい機器の導入に当たっては、使いこなせているかどうかの検証が必要。必要に応じてインストラクターの派遣をしてはどうか。	3	導入当初から、端末利活用支援員の派遣を行い、利活用方法の支援等を行っており、活用状況に関する国調査結果では、都・国全体を大きく上回る活用が行われています。	学校ICT課
106	個人	電子	p.68	幼児と児童の交流活動 就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行していけるようにという内容があるならば、幼小中の連携(事業番号 II-(2)-06:教育指導課)と同程度の位置づけで行うべきである。小学校就学時、幼稚園・こども園以外からの児童がほとんどを占めているからである。	3	例えば、同じ地区の小学校に保育園園長と5歳児担任が同一小学校第1、第2学年の授業を参観させてもらい、その後校長先生や1、2年生の担当教諭より子どもの姿や大切にしていることを聞く懇談の機会を設けています。また、保育園へ同じ地区の5歳児担任が集まり近隣小学校の第1学年担当教諭を迎え、懇談をする機会を設け継続した交流活動を続けています。 そのほか、小学校の行事(学芸会や作品展)に招待してもらい、見学等をさせてもらうことで子どもたちは小学校への期待感も高められるようにしています。	保育課 教育指導課
107	個人	電子	p.69	区立保育園の民営化について ただ民営化を進めればよいというわけではないが、区立保育園と私立保育園で差がある部分について、より育児しやすい区にするためにぜひ導入していただきたいことがある。目黒区の私立保育園ではおむつのサブスク(一枚一枚に記名不要)や食事エプロンとおしぼりの貸し出し(家庭から毎日持参、家庭での洗浄はなし)など保護者の登園準備にかかる負担を減らす仕組みがあると知った。そして千代田区は区立保育園にもそのような仕組みがあると聞いた。目黒区でも区立保育園にぜひ導入いただき、子どもを持ちながら働く保護者の日々の時間のゆとりを少しでも増やし、より育児しやすい区になると嬉しい。	4	区立保育園における保護者負担軽減については、他自治体や私立保育園の取り組み内容等を参考としつつ、区としてどのような取組ができるか、調査・研究を進めていきたいと考えています。 また、区立保育園の民営化に当たっては、事業者による独自のサービス拡充も期待しています。 民営化事業者を選定する際は、保護者負担の軽減という点も考慮していきます。	保育計画課
108	個人	電子	p.69	子どもにとってもっともよい条件の区立保育園を区の財政のために廃園にすることには反対である。 また、民営化した園については事後の検証を必ず行うこと、それぞれの民営化には条件や対応は違う、特に子どもにとってどういう影響があったのかなかったのかを検証すること。	7	区立保育園の民営化は、持続可能で安定的な区民サービスを提供することを目的として実施するものです。運営する事業者ごとに特色のある保育が実施されるとともに、公立と同等の保育サービスを提供しています。民営化後は、事業者と連携・協力するとともに、定期的な支援を行うなど、保育の質の確保及び向上を図ります。 これまでも第三者評価を実施してきたところですが、合わせて区でもアンケートを実施し、その結果を今後の民営化に反映していきます。	保育計画課
109	個人	電子	p.69	●障害のある乳幼児の保育の充実(p.69) ●区立保育園の民営化(p.69) ●区立幼稚園・こども園での障害のある幼児の受入れ(p.69) 区立保育園では障害児を受け入れていたが、民間保育園では断られることが少なくなく、民営化の流れで区立保育園が減ることで、障害児が入園できない例が増えている。障害児が受け入れられるような方策をしっかりと確立した上で、民営化を進めるべき。障害児を受け入れてきた区立園のノウハウをしっかりと民間園にも受け継ぐべき。	3	区立保育園の民営化に当たっては、障害児保育の実施を条件として事業者を募集し、応募事業者の保育実施状況等を踏まえつつ、事業者を選定しています。また、障害児を受け入れる場合には職員の加配に係る費用の補助を実施するなど、民営化後の障害児の受け入れを支援しており、民営化により受け入れが困難となっている認識はありません。 さらに、区では外部講師による特別支援児・医療的ケア児等の研修の実施や障害児の在籍園へは指導員による巡回指導を行うなど、丁寧な見守りと児童に合った支援を行っています。公私立の協力・連携を図り、障害の有無にかかわらず一人ひとりの子どもが健やかに保育園で過ごせるよう支援を進めていきます。	保育課 保育計画課 教育支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
110	個人	電子	p.69	●区立幼稚園・こども園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施(p.69) 日本語が話せない子どもが入学した時、通訳者が教室に入って生活・授業について3ヶ月程度、初期の通訳支援をすべき。日本の学校にはルールが多く、日本の幼稚園保育園からの日本人新1年生でも理解が難しい。外国から来た子どもにとっては、文化的な違いもあるので、ルールや生活の基本的なことがわからないと不安が強くなる。不登校のきっかけにもなる。 また、授業の理解が追いつかない場合、言葉がわからないためか、発達特性があるためかが、区別がつかない。通訳によって理解度をしっかり確認しないと、安易に発達特性があるかのような判断をしてしまうことになりかねない。ゆえに、初期の通訳支援は必要。	2	日本語指導が必要な児童・生徒にとって、早い段階で日本の学校生活のきまりや生活の基本的なことを理解することの重要性について認識しています。現在、日本語での意思疎通が難しい児童・生徒に対して学校の要請に基づき、登校初日の朝や学校行事等の説明など1回当たり2時間程度の通訳派遣を行っています。今後は、児童・生徒の発達段階や在日期間、日本語の理解度に応じて柔軟に通訳派遣ができるよう検討してまいります。	教育指導課
111	個人	電子	p.70	人権教育・人権啓発事業については、区立中学校でデートDVのパンフレットを配布しているが、それについては、デジタル性暴力等の新たな課題に対応できるようにして欲しい上、ワークショップや動画で、学校の授業の一環として全員が学べる仕組みを検討して欲しい。	4	区立中学校を対象に実施しているデートDV防止講座において、デジタル性暴力等の新たな課題を含めた最新の情報を反映した内容となるよう、教育委員会と連携をとりながら、取組を進めていきます。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
112	個人	電子	p.70	体罰等の防止に向けた取り組みに関しては、体罰ではないが、教員の言動による言葉の暴力が区立中小で頻発しているので、そちらも対策を検討して欲しい。	3	教職員による不適切な指導、暴言等は児童・生徒に精神的苦痛を与え、恐怖心や不信感を抱かせるものであるため、肉体的苦痛を与える体罰と同様に、決して行ってはならないと認識しています。引き続き、体罰等の防止の取組において教員の暴言等についても服務事故防止研修、人権教育に関する研修を通して、教職員の意識啓発を図っていきます。	教育指導課 学校運営課
113	個人	電子	p.70	●ICTを活用した教育の推進(p.70) 一斉授業方式でICT教育をすべきでない。みんなで同じように、ロイロノートを使い、スクラッチを少しやらせ、先生から送られた資料を見て、プレゼン資料を作らせるだけでは、ICTを活用した教育とはいえない。テーマ設定、深めたい内容、方法、利用したいアプリ、利用したい機能なども、もっと自由に選ばせて、一人一人違った活用をすべき。	4	授業においては、デジタルとアナログをバランスよく効果的に活用することが重要であると考えています。また、一人一台学習用情報端末のメリットを生かして、児童・生徒がそれぞれの興味・関心に合わせて学習を選択することができるといった個別最適な授業についても引き続き実践を通して研究していきます。	教育指導課
114	個人	電子	p.70	●英語教育の充実(p.70) 先生と集団が向き合うようなスタイルでの一斉授業をやめるべき。語学は1対1でないと学びにくい。一斉授業では、英語を習っていない子が萎縮する。一斉授業で、質問して当てて答えて、正誤を判断されるような授業ではなく、演劇のメソッドを取り入れるなどして、生のやりとりに近い授業をすべき。間違えることが怖く無くなるような授業をすべき。	3	区立小中学校においては、英語によるコミュニケーションを学ぶ方法として、教師による一方向の授業だけでなく、実践的な学習方法としてペアやグループでの演習を授業に取り入れています。今後は、更に実践的な英語を学ぶ機会として、複数のオンラインALTを活用し個別に対話する場を設けた授業を実施することができるよう、環境を整えていきます。	教育指導課
115	個人	電子	p.71	子どもが安心して過ごせるためには、学校が安心できる場であることも重要だと考えるが、計画では不登校や教職員の精神疾患による休退職が増加している問題についてあまり触れられていない。そのため、 ①まずは、不登校児童/生徒数や精神疾患による教員の休退職数、理由などの実態を調査し、公表してほしい。 ②また、現状の学校評価アンケート(学校が配布、回収するため本音が出にくいと思われる)とは別に、独立した第三者機関による学校評価アンケートを実施して、実態把握、分析をして頂きたい。その際は、現状あるような「あなたは、友達と仲良くしていますか」「せんせいたちは、はなしをきいてくれますか」といった総合的な質問に加えて、「いじめられたことがありますか」「いじめを見たことがありますか」「先生にたたかれたことがありますか」「先生に大きな声でどなられて、こわいと思ったことがありますか」といった具体的な質問を入れて調査することにより、学校での実態も調査すべきだと思う。	3	①不登校児童・生徒数については、調査結果をもとに、今年度の教育施策説明会で報告するとともに、区公式ウェブサイト上の説明動画の中でも公表しています。また、学校・教育委員会では、一定の要件に該当する長期欠席等の児童・生徒について個票を作成し、個別の状況を把握・共有することを通して、適切と考えられる支援に取り組んでいるところです。精神疾患を含む教員の休職や退職については、各校の管理職を通じて把握しており、その対応・支援に取り組んでいるところです。なお、不登校児童・生徒や教員の精神疾患について把握した事由や数を公表することは、個人の特定につながる恐れがあることから、公表を控えています。 ②学校評価アンケートは、学校・園の自己評価の資料として活用するとともに、保護者や地域の方に支えられる開かれた学校・園づくりを進めることを目的に実施しています。集計した回答は学校評価委員会で分析し、次年度の学校運営改善を行っています。児童・生徒が安心して過ごすことができるよう、いじめの状況や学校生活について問うアンケートを実施したり、区や都へ端末から直接相談を求めたりできる仕組みも構築しています。	教育指導課
116	個人	電子	p.71	●日本語国際学級・日本語教室(p.71) 日本語教室の指導内容・使用教材が、区によって違いすぎることは改善すべき。質の統一が必要。指導する教員は、語学堪能で、通常のクラス担任よりもっと語学教育に専門性のある教員をつけるべき。日本語教室に在籍する子どもの母語に合わせて、臨時的な専門教員を派遣できるようにすべき。	2	目黒区では、東根小学校に日本語国際学級を設置し日本語指導を行っているほか、田道小、東山小、東山中では日本語指導教員の加配を受け、指導しています。日本語指導に関わる教員等につきましては年間を通して日本語指導を専門的に行う研修を行い、指導力の向上を図っています。	教育指導課
117	個人	電子	p.71	●職場体験やボランティア活動等の推進(p.71) 大人が用意したことをやらせるのではなく、企画段階から子どもが関わり、やりたいことを決め、依頼もし、実施するようにさせるべき。そこも授業の一環とすべき。そうでないと、自覚も責任もやる気も生まれない。	2	各小・中学校では、職場体験やボランティア活動等について、道德科、総合的な学習の時間、特別活動等の時間で取り扱い、勤労の尊さや生産の喜びを体得したり、社会奉仕の精神を養ったりする体験的な学びの機会として設定しているところです。その学びの機会が、児童・生徒にとってより充実したものになるよう、引き続き、職場体験等を取り扱う時間の目標を踏まえながら、体験する場所や内容等について提案や選択ができるようにするなど、児童・生徒が活動に主体的に取り組むための工夫を進めていきます。	教育指導課
118	個人	電子	p.71	●学校・園評価(p.71) どんな観点で評価するか項目を決める段階で、保護者や子どもの意見も聞き、そこで出た項目も盛り込むべき。学校評価に関する熟議を、今後、コミュニティスクールの学校運営協議会で行うべき。	3	学校・園評価アンケートにおいて学校独自の設問を設定する場合は、前年度の四者による学校評価アンケート、第三者評価、学校評価委員会の意見等を受けて、各校・園で定めた今年度の重点事項やいじめ未然防止に向けた取組等、近年、力を入れて取り組んでいる事項を踏まえ、次年度の学校改善につながる設問を設定することとしています。令和11年度までにすべての区立学校・園に設置するコミュニティスクール(学校運営協議会を設置した学校)においては、「学校運営協議会」にて、学校の自己評価結果を議題として取り上げ協議し、次年度の学校運営改善に生かしていきます。	教育指導課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
119	個人	電子	p.71	●特別支援教育の推進(p.71) 「就学のしおり」に、通常級に行った時に受けられる支援や、特別支援教育支援員の制度について、もっと詳しく情報提供し、説明すべき。 支援に関する情報を提供すると、通常級に行こうとする要支援児が増えて、学校の負担が増すと考えられているかもしれないが、実態は逆である。今の学校の日常生活の様子を詳細に伝え、現時点でできること・できないことを伝えることで、むしろ、学校と保護者との間の認識のずれを解消することができ、結果的に、保護者は現状で子どもにいちばんあった選択をしようとすると思われる。また、保護者のニーズと、学校の対応力のずれを可視化することで、問題が、教員個人や学校の責任ではなく、行政の大きな問題点として可視化され、改善への糸口が見えるようになる。それは、保護者にとっても学校にとっても前進となる。 「支援学級と通常級との交流」について 交流の頻度が学校ごとに違いすぎる。同じ学校内にあるクラスである以上、もっと日常的に頻繁に交流するべき。交流ができないのであれば、その理由(補助員が足りないのか、特性により集団に入ることが難しいのか。など)を、保護者・普通級教員・支援級教員で話し合い、どうやったら交流を増やせるか考えていくべき。 「通級の教員の普通級での指導」について 普通級の中にいる通級の子のそばに、通級の教員が寄り添って指導できるようにすべき。通級や支援級の教員が、普通級に入れないのはおかしい。そのような垣根を設けずに、チームで支援をするべき。そうでないと一貫した指導ができない。	3	「就学相談のしおり」については、改訂時により一層の充実を図っていきます。また、お子さんの就学相談の中で、必要に応じて特別支援教育支援員制度の説明を行っています。 特別支援学級と通常の学級との交流については、交流及び共同学習に係る教育課程を編成し、継続的に取り組めるよう年間指導計画に位置付けて実施しています。実施に当たっては、学級間または学校間で十分に連絡を取り合い、学校や児童・生徒の状況や実態に応じて様々な配慮を行いながら進めています。引き続き、交流及び共同学習の充実を図っていきます。 特別支援教室を巡回して指導する教員は、東京都教育委員会「特別支援教室の運営ガイドライン」に従い、原則として、担当する巡回校に出勤し、特別支援教室における指導を行うほか、在籍学級担任等と連携し、在籍学級での児童・生徒の行動観察や校内委員会等の職務に従事しています。今後も、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、在籍学級と特別支援教室とが常に連携・協力しながら指導や支援の充実を図っていけるよう努めていきます。	教育支援課
120	議会	書面	p.71	児童・生徒への日本語の指導はもちろんだが、日本語がほとんどわからない場合の初期支援が必要。専門の支援員をつけることが望ましい。	2	日本語指導を必要とする児童・生徒に対しての初期指導は、東根小学校に日本語国際学級を設置し日本語指導を行っているほか、田道小、東山小、東山中では日本語指導教員の加配を受け、指導しています。このような日本語指導担当教員の配置がない学校については、専門的知識をもった日本語指導員と日本語指導業務推進員を派遣して日本語指導を実施しています。この他、学校の要請に基づき、登校初日の朝や学校行事等の説明など、1回当たり2時間程度の通訳派遣を行っているところです。日本語指導を必要とする児童・生徒が増加していることから、その対応に取り組んでいきます。	教育指導課
121	議会	書面	p.71	特別支援教室の教員の配置が基準は、「1人当たり生徒12人まで」の規定が守れるようにすること。現場の人で不足を改善するため、非常勤も含め、教員を増やすこと。	4	目黒区では、東京都公立小学校教職員定数配当方針に基づき、児童・生徒12人につき教員1人を適用しております。今後も、国や都の動向を踏まえて、指導体制等の在り方の検討を進めていきます。	教育支援課
122	個人	FAX	p.72	学童保育クラブの独立運営を維持することについて 小学校の放課後の過ごし方が多様化する中で、目黒区では児童館、学童保育クラブ、ランランひろばの運営がされており、それぞれの目的や特徴がある居場所を選択することで、子どもの自立や家庭状況に合わせた利用できる仕組みとなっている。そのためには、品川区や渋谷区のような一体化した事業でなく、異なる目的の独立した事業が相互に連携できる形態であることが大切である。 今回の子ども総合計画素案では、「(3)子どもの多様な居場所づくり(P.72)」の「現状と課題」において、「保育の必要性の有無に関わらず、すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保と利用環境の充実」と記されている。また、「事業名：児童館等の役割再構築(P.74)」においては「児童館、学童保育クラブ、ランランひろば(以下「児童館等」という。)」取組み手順では「児童館等のあり方検討」「児童館等の役割再構築に関する計画策定」などの記載があり、3つの事業の統合を示唆する表現であることに不安を感じる。 前述したように、それぞれが独立しながら、相互に連携することが重要であるため、児童館、学童保育クラブ、ランランひろばという3つの事業の独立性を確保した上で、さらなる充実を進める計画にしてほしい。	4	児童館は、地域の子育ての場として、0歳から18歳までの乳幼児、小学生、中高生まで利用できる児童館を整備し、様々な年代の子どもの活動を支える施設を検討していきます。 一方、学童保育クラブは、社会状況の変化に伴い、利用者がそれぞれのニーズに合わせた利用方法を選択しており、学童保育クラブの利用状況にも変化が見られます。令和7年度からはランランひろばの実施期間や実施時間の延長等を実施することとしており、今後も広く「放課後の居場所」の充実に努めていきます。児童館、学童保育クラブ、ランランひろばという3つの事業をお子様と相談しながら、ご家庭の状況にあった放課後の居場所を選択いただけるように、今後も丁寧に対応していきます。	放課後子ども対策課
123	個人	電子	p.72	子どものための多様な居場所づくり；特に不登校児童・生徒の「居場所」として、自分の存在意義を感じられるような役割発揮の場を作ることも検討していただきたい。具体的には、区や関係施設の活動にボランティアを募り、そこに小中高校生が参加することで役割を発揮することで自分の存在意義、自己効力感を高めるなど。タウン情報誌の取組(p.48)はその一つになっていると思う。それ以外にもいろいろなパターンができると思う。	3	不登校に限らず、どの児童・生徒にとっても、自分の役割があり力を発揮できる場があることは、生活上の励みや、心の支えとなります。学校教育では、集団生活の中で児童・生徒にとっての自信となるような活動ができるよう取り組んでおり、その中で、地域と連携しボランティア活動に積極的に取り組んでいる学校もあります。今後も、それぞれの取組を学校・教育委員会で情報共有し、関係する児童・生徒に指導、助言するなど、効果的な支援を目指していきます。	教育支援課
124	個人	電子	p.72	「(心身ともに)居場所がある」＝「子どもの人権を守る」ことだと思う。不登校児童生徒が急増している現状を受けて、様々な事業のなかでも重点項目に位置づけ、事業を拡充・多様化し、予算配分をお願いしたい。 目黒区の不登校の際の行き場所が少ない。エミールのみでは、区全域から通いづらいと思う。子どもたちが楽しく通える、いくつかの選択肢をつくってほしい。案として「不登校児童生徒向けの分校をつくる(例：大田区みらい学園)」「目黒区の友好都市(気仙沼・角田・金沢)の学校に国内留学できるようにする」「学校図書館を居場所として常時開ける」「フリースクールを誘致する」「隣接校制度の緩和」など。大人が自由に転職できるように、子どもにも学ぶ場所を変える自由を与えてほしい。	3	不登校の増加に対応し、様々な事業に取り組んでいます。さらにどのようなニーズがあるのか、当事者等の直接の声を聞くために、昨年の9月に「不登校について考える講演会」を実施したところです。その機会に伺えた声や、他の自治体での取組等を参考に、今後の不登校対応について調査・研究していきます。	教育支援課 放課後子ども対策課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
125	個人	電子	p.72	中高生が放課後に勉強・運動できる場所が極めて少ない。今はクラブ活動に溶け込めない生徒、健康面・金銭面で参加できない生徒も多くいる。その生徒たちの居場所を検討いただきたい。例えば、「地域の方が運営する放課後自由クラブ(その日ごとにできる運動をする)」「学校図書館の放課後開放」「公共図書館の閲覧席増加(できれば中高生は優先使用できる席がある)」「学童ボランティア(中高生が学童保育のお手伝いをする事で、自分も安心して過ごせる場所を確保でき、職業体験にもなる。保育園／介護施設／区役所などでも可能性があるか)」など。選択肢は多い方が良いと思う。	3	児童館においては、中高生タイムを設けるとともに、勉強やダンス、音楽演奏などができる環境を整備し、様々な活動ができるように支援しています。 また、中学生の職業体験や高校生のボランティア活動を受け入れることで、児童館事業への理解を深め、地域コミュニティとの関わりを作ることにつなげています。 今後も子どもの声を聞きながら、ニーズを捉えた事業展開を心掛けていきます。	放課後子ども対策課
126	議会	書面	p.72	「施策の方向性」の1点目として児童館のみが掲げられている印象。P20では19歳以上の若者でも「居場所が欲しい割合」が80.6%で他の年齢と比較して最も多い一方で「居場所がある割合」は58.8%と最低である。必ずしも目黒区に当てはまるとは限らないとは言え、気軽に訪れ、滞在できるフリースペースを児童館に限らず設けることはできないか。区有施設見直し方針では延床面積の15%縮小が目標となっている中では簡単ではないと思うが、各課で必要な面積を積み上げるという手法から離れた工夫をして頂きたい。	2	社会状況の変化により、子どもたちの居場所のあり方も多様化してます。今後は、児童館をはじめとする従来の居場所に加え、生きずらさを抱える子どもたちが、安心して過ごせる環境を確保することも重要と考えています。 そうした視点で、フリースペースをはじめ、多くの子どもたちの声を聴きながら、新たな居場所づくりに取り組んでいきます。	放課後子ども対策課 子ども家庭支援センター
127	個人	電子	p.73	「多様な学びの場・居場所の確保」など：現状、学習支援教室めぐろエミールがあるが、学校に比べた場合の学習環境には格差がある。特に実技、体験活動などが弱いので拡充できるとありがたい。 また、不登校からの回復に向けては、少人数で授業を受けられるような場が有効と思われ、そういう場を作ること検討いただけるとありがたい。	3	めぐろ学校サポートセンターにある学習支援教室「めぐろエミール」では、通室する児童・生徒が、在籍する学校で行われる教育活動に近い教育を受けられるように、校外学習や調理実習などを行っています。安定した通室が難しいことから、参加できる機会を極力増やしたり、集団活動の経験が乏しいため、複数名で進める学習機会を作るなど、様々な工夫を講じているところです。今後も、通室する児童・生徒の状況に合わせて有用な活動となるよう、指導・支援を行っていきます。	教育支援課
128	個人	電子	p.73	20ページの子供が安心できる居場所について 不登校児の為の居場所作りが各学校内で必要だと考える。学校内のフリースクールのような位置付けで。通級のようなものではなく、誰でも利用できる逃げ場所みたいな教室があると、子供は安心して登校出来るのではないかと思う。 不登校の子だけではなく一時的に教室に入りたくないような気持ちの子にも寄り添えると思う。 そこでは勉強しても良いし、本を読んだり、寝てもよい、校庭が空いていたら少し走ったり、。 そのような自由に過ごし安心できる場所があったら家で引きこもりになる事もないと思う。見守りの大人も必要で、時々児童の話を聞いてあげたりできれば尚良いと思う。	3	事情を抱え教室に入れなくなった子どもたちのため、これまでも区立小・中学校では校内努力により、保健室や相談室などで受け入れ、一時的な居場所として機能させる対応を工夫して行ってきました。 都の不登校施策が活用できた中学校では、令和5年度に2校で校内別室を整備し、その場所を利用する生徒の指導・支援のため、校内別室指導支援員を配置して対応してまいりました。さらに令和6年度は、都の事業を活用するなどし、区立中学校全校で校内別室指導に取り組み、不登校や集団に馴染めなかった生徒の居場所づくりを進めています。 今後は、中学校における校内別室の効果を検証し、小学校における校内別室の確保などの課題を整理し、区全体の不登校対応と併せて事業展開を検討していきます。	教育支援課
129	個人	電子	p.73～ p.77	基本目標Ⅱ－(3) ●生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり(p.73) ●多様な学びの場、居場所の確保(p.73) ●乳幼児から中高生までの新たな居場所の創設(p.74) ●児童館等の役割再構築(p.74) ●既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業(p.75) ●すべての小学生のための放課後の居場所づくり(p.75) ●地域で活動する子育て支援団体との連携支援(p.76) ●区有施設建て替えに伴う児童館及び学童保育クラブの再整備及び複合化(p.76) ●芝生・キッズパークエリアの再整備(p.77) ●障害のある子どもへの居場所の提供(p.77) ●ランドセル来館の充実(p.77) ●児童館における中高生の居場所の拡大(p.77) ●放課後フリークラブ事業の推進(p.77) (3)の居場所づくり全体について どこかに大きな居場所を作ったり、その場所をタイムシェアで使い回したりするやり方で居場所にしったりする方法は避けるべき。居場所は、時間限定・場所限定であるものではなく、子どもにとって自分でいける身近な生活圏の中にあり、行こうと思った時にいつでもそこにあるもの、でなければ居場所にならない。 民間事業者と連携して、小さな居場所を目黒区のあらゆる場所にたくさん設けるべき。そのために民間団体への補助をすべき。 それぞれの居場所には、それぞれの色がある。多様な子どもの居場所には、多様な色が必要。だから、大きな箱を作るよりも、多様な民間団体と連携すべき。連携して、居場所の情報をとりまとめて、子どもたちに届くようにすべき。	3	社会状況の変化により、子どもたちの居場所のあり方も多様化してます。今後は、児童館をはじめとする従来の居場所に加え、生きづらさを抱える子どもたちが、安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、それぞれの目的に沿った環境を確保することも重要と考えています。 そして、子どもたちの居場所については、さまざまな状況で過ごしている子どもたちが、自分が自分らしく居られる場所を見つけ、そこにいる大人との信頼関係を築きながら安心して過ごしていくことも必要です。そのために、一人でも多くの子どもたちの声を聴き、民間事業者や地域の活動団体と力をあわせて居場所づくりを推進していきます。	子ども家庭支援センター 教育支援課 子育て支援課 放課後子ども対策課 みどり土木政策課 道路公園課 総務課 生涯学習課
130	個人	電子	p.99 p.73 p.75	子どもの人権に関連して、子どもは「生きている」「守られている」「育っている」「参加している」(すべて子どもの人権)という自覚はなく、「安心して居られる家があるか」「3食のごはんが食べられるか」「学校は安心して行ける場所か」「放課後の居場所があるか」がまさに「子ども目線」だと思う。その意味で、「区営住宅」「子ども食堂の拡充」「不登校児の支援」「放課後の居場所支援」という事業がとても大事だと思う。計画には、「子ども目線」を大事にした事業展開、予算配分をするという旨を記載してほしい。	2	持続可能な社会を継続していくためには、次代を担うすべて子どもが健やかに成長し、社会の一員として活躍していくことが必要不可欠です。 ご指摘の趣旨を踏まえ、子どもたち一人ひとりが心を満たされ、安心して日々過ごすことができるよう、新たな子ども総合計画の各種施策に取り組んでいきます。	子育て支援課 関係各課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
131	議会	書面	p.73	不登校の子どもの学びを保証するために、空いている校舎等を利用して学びの多様化学校を作る。エミールは学校復帰を目指しているので、継続して通学できる居場所として、また家庭で過ごすことを否定しないで、ホームエデュケーションを支援する役割もあると考える。	3	すべての児童・生徒の学びの保証につながるよう、学習用情報端末の活用や、中学校における別室指導、保健室等を一時的な別室として活用するなど居場所づくりに取り組んでいます。また、めぐろエミールは、以前より学校復帰のほか、将来的な自立に向けた支援を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。なお、学びの多様化学校については、他自治体の事例等を踏まえつつ、調査研究していきます。	教育支援課
132	議会	書面	p.73	フリースペースの整備が示されている。区有施設を活用した地域の居場所の拡充は必要だが、見守り、サポートする大人の支援員が必要である。フリースペースの運営に携わる支援団体、地域団体の育成、支援を行うこと。	3	居場所づくりにおいて大人が子どもの気持ちを受け止め、安心できる関係を作れることが大切だと考えています。また、そうした居場所づくりにあたっては、子育て活動活動団体をはじめ地域と協働により取り組んでいくことが重要と考えています。	子ども家庭支援センター
133	議会	書面	p.73	不登校の増加に伴い、子どもが安心して過ごすことのできる居場所の充実が求められている。唯一不登校に対応する学習支援教室「めぐろエミール」は、利用する子どもが減っている。不登校児童生徒のニーズを把握しながら、安心して過ごせる学習支援の場、多様な居場所を増やしていくこと。	3	不登校児童・生徒の増加に伴い、めぐろエミールを利用する児童・生徒も増加しています。児童館等と連携し、めぐろエミールが入るめぐろ学校サポートセンター以外での室外指導も開始しました。今後も不登校児童・生徒のニーズを把握し、その支援に取り組んでいきます。	教育支援課
134	議会	書面	p.73	中学校における校内別室指導推進事業がわずかではあるが効果を上げている。小学校においても校内別室指導を望む保護者の声・当事者の声が高まっている。小学校で学び・居場所の確保をするためにどんな工夫ができるのか、各学校そして保護者と話し合う機会を持ち、教育委員会が主導で進めていただきたい。	3	都の事業を活用し中学校で実施している校内別室で効果が出ていることを踏まえ、エミールの室外指導や、小学校への別室指導など様々な取組を調査・研究していきます。また不登校に悩む保護者の直接の声を聞くため講演会等も実施しました。今後もこのような機会を作り、さらなる支援について検討を進めます。	教育支援課
135	個人	電子	p.74	児童館等の役割再構築 区内児童館の開館日、時間について。 民営の児童館が多くなってきたので、区内全館が同じ日に休館にせず、地域のなかで持ち回りで、どの日曜日祝日でも、どこかしらは開館しているように 運営を工夫していただきたい。児童館休館日に、行く当てのない子ども達を見かけることがある。「この児童館は閉まってるけど隣の児童館なら、今日は開いてる」というように、休日なく、子ども達へ居場所を提供していただきたい。	3	ご指摘のとおり、児童館の休館日の分散は検討する必要があると考えています。一方で、休館日を分散することで、一つの児童館に現在よりも利用する方が集中する可能性があり、その場合に、児童館の利用受入れの課題があります。 区内の一部の児童館で試行的に休館日を変更することを含めて、検討を進めます。	放課後子ども対策課
136	個人	電子	p.74	児童館等の役割再構築については、子どもにとって児童館は身近な存在で、子どもの意見や本音を引き出しやすく、今以上に子どもや親の相談が専門的に受け入れやすくなるよう、放課後子ども対策課と子育て支援課が協力された取り組みを期待している。またその取り組みを周知させることも必要だと思う。	2	児童館は、子どもたちが自らの欲求や意欲に基づいて、仲間と折り合いをつけながら、遊びや取り組みを児童館活動の根幹とし、その活動として日常活動を展開しています。児童館子ども会議や日常的な利用の中で、子どもの意見を反映させていきます。 また、この取組にあたっては、関係課・団体等と連携、協力しながら進めるとともに、様々な媒体を通して、周知を図っていきます。	放課後子ども対策課
137	団体	FAX	p.74	ランランひろば、ランドセル来館の整備をしてくださり、ありがとうございます。利用対象は、「私立・国立学校の児童も利用可」となっていますが、都立学校の児童についても利用対象がわかるように明記いただきたい。	3	都立学校の児童が利用できる施設については、今後、事業案内の資料の作成に合わせ、わかりやすく明記するなど工夫します。また、施設職員が利用対象者について、きちんとご案内できるよう、改めて周知していきます。	放課後子ども対策課
138	議会	書面	p.74	中高生への支援、子どもや子育て家庭の虐待貧困など福祉課題への対応など、総合的な子ども家庭支援体制の構築に伴って、児童館の役割を再検討するとしている。こども家庭センターと連携し、虐待などの発生予防・早期発見できる体制づくりを行うこと。また、児童館をこどもの育ちに関する地域の人と人とのネットワークの中心として位置付け、地域のこどもを健全に育成する拠点となるよう、児童館の役割を拡充すること。	2	引き続き、こども家庭センターと緊密な連携を図り、虐待などの発生予防・早期発見できる体制づくりを図っていきます。 また、中高生が利用できる地域の身近な施設として、児童館が「居場所」の一つとなり、利用を通して、一人ひとりが個性を伸ばし、自らの意思で、自分らしく成長できるように寄り添うことを心掛けながら運営していきます。児童館ならではの異年齢・異世代との関わりや、地域団体も含めた社会参加の機会の提供も行っていきます。	放課後子ども対策課 子ども家庭支援センター
139	個人	電子	p.75	すべての小学生のための放課後の居場所づくり これから、建替えを行う小学校がいくつかあるが、ランランひろばへの登録を、自分が通学する小学校と近隣の小学校でもできるように柔軟な制度であって欲しいと思う。なぜならば、建て替え中は校庭で思い切り遊ぶ時間、機会を減らされているし、ボール遊びができる公園もなく、唯一、ランランひろばでの外遊び(校庭遊び)が児童にとって大切な機会であるからだ。	3	現在、建替え工事中の向原小学校については、校庭が使えないことから、近隣のランランひろば(原町小ランランひろば及び月光原小ランランひろば)にも登録できるようにして対応しています。今後、建替えする小学校についても、校庭利用ができない期間が生じる場合は、同様の対応を行う予定です。	放課後子ども対策課
140	個人	電子	p.75	II-(3)-05既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業がプレーパークを内包してるかと思う。現状に記載されているように、制約が多いのと、管理が行き届き過ぎて窮屈な思いを子ども達がしている事もある。是非、制約の少ない遊び場をお願いしたい。	3	公園内でのプレーパークの整備にあたっては、設置目的を明確にしニーズを把握するとともに、設置エリアや運営体制の確立について検討し、地域や利用者とも協議し調整しながら進めていく必要があります。また、運営にあたっては、プレーリーダーの確保等の民間団体との公民連携による取組が不可欠であり、適切な支援体制の仕組みづくりが重要となります。 今後、既に公園でボランティア活動をされている団体や事業者にはヒアリングを実施するとともに、子どもたちのニーズや意見の把握、他の公園利用者やボランティア活動団体等からの意見の聞き取りなどを行い、プレーパーク整備の検討を進めていきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課 みどり土木政策課 道路公園課
141	団体	電子	p.75	既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業 今ある公園は禁止事項が多く、子どもたちが自由に遊ぶことができない。プレーパークのように、自分で考え自由に遊べる場所を作ってほしい。子どもたちの自主性をはぐくみ、プレーワーカーや仲間との関わりも貴重な経験となると考える。	3	公園内でのプレーパークの整備にあたっては、設置目的を明確にしニーズを把握するとともに、設置エリアや運営体制の確立について検討し、地域や利用者とも協議し調整しながら進めていく必要があります。また、運営にあたっては、プレーリーダーの確保等の民間団体との公民連携による取組が不可欠であり、適切な支援体制の仕組みづくりが重要となります。 今後、既に公園でボランティア活動をされている団体や事業者にはヒアリングを実施するとともに、子どもたちのニーズや意見の把握、他の公園利用者やボランティア活動団体等からの意見の聞き取りなどを行い、プレーパーク整備の検討を進めていきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課 みどり土木政策課 道路公園課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
142	議会	書面	p.75	プレーパークを作る際は、区内でプレーパーク運営をしている団体と協力して、プレーパークの理念を共有しながらいっしょにつくり上げていくこと。	3	公園内でのプレーパークの整備にあたっては、設置目的を明確にしニーズを把握するとともに、設置エリアや運営体制の確立について検討し、地域や利用者とも協議し調整しながら進めていく必要があります。また、運営にあたっては、プレーリーダーの確保等の民間団体との公民連携による取組が不可欠であり、適切な支援体制の仕組みづくりが重要となります。 今後、既に公園でボランティア活動をされている団体や事業者にヒアリングを実施するとともに、子どもたちのニーズや意見の把握、他の公園利用者やボランティア活動団体等からの意見の聞き取りなどを行い、プレーパーク整備の検討を進めていきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課 みどり土木政策課 道路公園課
143	議会	書面	p.75	公園を利用した常設プレーパークの設置を早急に整備すること。すでに子どもの外遊び活動を支援している団体に対して、目黒区として連携・支援すること。	3	公園内でのプレーパークの整備にあたっては、設置目的を明確にしニーズを把握するとともに、設置エリアや運営体制の確立について検討し、地域や利用者とも協議し調整しながら進めていく必要があります。また、運営にあたっては、プレーリーダーの確保等の民間団体との公民連携による取組が不可欠であり、適切な支援体制の仕組みづくりが重要となります。 今後、既に公園でボランティア活動をされている団体や事業者にヒアリングを実施するとともに、子どもたちのニーズや意見の把握、他の公園利用者やボランティア活動団体等からの意見の聞き取りなどを行い、プレーパーク整備の検討を進めていきます。 なお、既に子どもの外遊び活動を支援している公園活動登録団体に対しては、活動の場や必要な備品の提供等、活動の運営支援を行っています。	子育て支援課 放課後子ども対策課 みどり土木政策課 道路公園課
144	議会	書面	p.75	「すべての小学生のための放課後の居場所づくり」について 目黒区は、サービスの拡大を理由に区立学童保育クラブの民営化を推し進め、区立学童保育クラブの新規設置は行わない。他区では、すでに学童保育クラブをなくし、全児童対策事業に移行しているところが多々あり、目黒区でも懸念される。目黒の学童保育クラブは、保護者とともに子どもの安全と保育の質の向上を目指し独自につくりあげてきた。いま学童保育クラブの待機児童が増える中で、学童保育クラブの民営化はやめ、区立学童保育の増設計画を策定すること。	5	民営化は、持続可能で安定的な区民サービスを提供することを目的として実施するものです。公営・民営にかかわらず同等のサービスを提供しており、民営化後も区が責任をもって事業者に対する支援・育成を行うことで、保育の質の確保及び向上を図ります。 引き続き、学童保育クラブの利用実態を把握するとともに、今後も広く「放課後の居場所」の充実に努めながら多様なニーズに応えていきます。	放課後子ども対策課
145	個人	電子	p.76	「地域で活動する子育て支援団体との連携支援」など； 子ども家庭支援センター、めぐろ学校サポートセンター、スクールカウンセラーなど各種の相談窓口があるが、現状、区内の子育て支援団体との連携が悪く、紹介されることも少ない。各種相談窓口において、子育て支援団体との連携を積極的に図り、相談者に子育て支援団体を紹介する機能を強化していただけるとありがたい。	2	地域で活動する子育て支援団体との連携支援については、今後の子育て支援を地域とともに進めていくうえで重要と考えています。昨年4月には、地域の様々な主体との 連携協力等を目的として、登録団体制度を整備し連携を進めています。 そうした取組を通じて、地域の様々な主体との連携を強化し、こども家庭センターを拠点としてネットワークづくりを進め協働による取組を進めるとともに、子どもと子育て家庭が地域に根差している方々とコミュニティを形成できるよう取り組んでいきます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター
146	議会	書面	p.76	子ども子育てサポートグループによる子どもサポート連絡会を設置し、子育て施策に関する様々な意見交換等を行うとしている。地域における子ども関連団体が活動しやすいように、財政的な支援や、活動場所、事務所の提供など、目黒区として具体的な支援を行うこと。	2	地域で活動する子育て支援団体との連携支援については、今後の子育て支援を地域とともに進めていくうえで重要と考えています。昨年4月には、地域の様々な主体との 連携協力等を目的として、登録団体制度を整備し連携を進めています。 そうした取組を通じて、地域の様々な主体との連携を強化し、こども家庭センターを拠点としてネットワークづくりを進め協働による取組を進めるとともに、子どもと子育て家庭が地域に根差している方々とコミュニティを形成できるよう取り組んでいきます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター
147	個人	電子	p.77	児童館における中高生の居場所の拡大 事業内容の文中、「また、ティーンズフェスタを実施し、児童館に来館する中高生への周知と併せて、区内公立 中学校・高校を通じた参加募集を行うことにより」という文章だと、児童館へ来館しない中高校生(来館記名はしないちょっと立ち寄り来館ふくめ)への周知はしないということになるのではないか。中高校生が「来たい！行ってみたい！」と思える居場所や事業を創出していただきたい。	3	児童館事業の周知については、区の公式ウェブサイト、SNS等も通じて行っています。今後も様々な媒体を通して、児童館事業の周知と中高生の意見を反映した児童館事業を推進していきます。	放課後子ども対策課
148	団体	電子	p.77	児童館における中高生の居場所の拡大 同世代のフェスタのみならず、次世代を担う若者が、子育て世代から高齢者までの異世代交流を意識したイベントを企画、運営し、児童館を地域住民が繋がる場所として活用して欲しい。また地域支援団体と共同企画など実施できないか。例:中高生と子育てふれあいひろば利用親子とのふれあい会など	3	中高生が利用できる地域の身近な施設として、児童館が「居場所」の一つとなり、利用を通して、一人ひとりが個性を伸ばし、自らの意思で、自分らしく成長できるように寄り添うことを心掛けながら運営しています。児童館ならではの異年齢・異世代との関わりや、地域団体との連携協力も含めた社会参加の機会の提供も行っています。	放課後子ども対策課
149	議会	書面	p.77	子ども教室地域偏在の是正について 16学校区で実施されている子ども教室だが、地域によって充実しているところと実施されていないところが見受けられる。区として偏在を是正し充実させるため、担い手の育成や、事務負担の軽減、地域の取り組みに対する支援策を講じること。	3	放課後子ども総合プランの進捗を踏まえ、子ども教室の全小学校区実施に向けて関係者への働きかけや支援を継続していきます。また、子ども教室委託団体の意向を確認しつつ、事務負担の軽減等について引き続き検討していきます。 子ども教室事業について区民に幅広く理解してもらうため、区のウェブサイトや事業を紹介するチラシ等について各実施団体の様子や実施状況等がより深く理解できる内容になるよう工夫していきます。	生涯学習課
150	議会	書面	p.77	親子でくつろげる空間をどのように創出するかをイメージしにくい。例えば遊具を拡充するのか、「ほ・ねっとひろば」などのような子育て関連の設備を近くに移動するのか、もう少し具体的な取組について考えられないか。	1	芝生・キッズパークエリアについては、芝生エリアの一部拡張を行い、遊具やベンチ等を設置するとともに、三輪車を用意するなど、親子でくつろげる空間として再整備を行いました。	総務課
151	個人	電子	p.78	3歳児健康診査の受診率 目標値と現状値が同じなのはどうか。目標値は現状値より改善されていないとおかしいと思うが。	1	ご意見を踏まえて修正します。	保健予防課 碑文谷保健センター

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
152	個人	電子	p.78	こどものインフルエンザワクチン、コロナワクチン、妊婦のインフルエンザワクチンとRSワクチンの助成をお願いしたい。	4	助成については、ワクチン接種導入の効果等を含めた国の議論や他自治体の状況などを注視し、検討していきます。 なお、こどものインフルエンザワクチン接種については令和4年度より費用助成を実施しています。	感染症対策課
153	個人	電子	p.81	基本目標Ⅱ－(4) ●3歳児健康診査(p.81) 視力検査をもっと正確なものにすべき。保護者が子どもに絵カードを見せて、答えさせるような正確性に欠ける検査をまだやっているとしたら問題。あの検査では早期発見は難しい。視力の異常は初期にわかれば治療が可能なのことも多いので、しっかりとした検査をするべき。	3	従来の絵指標による検査に加え、令和5年2月からは専用の屈折検査機器を使用した検査を実施しています。引き続き子どもの弱視を早期発見し、適切な治療につなげていきます。	保健予防課 碑文谷保健センター
154	個人	電子	p.82	●子どもの健康教室(p.82) ●個別相談(p.82) 健診で発達に指摘を受けた保護者に対して丁寧なフォローが必要。結果を伝えて、様子を見ましょう、だけや、療育のリストだけ渡されただけでは、不安の中へ放り投げられたのと同じ。晴天のへきれき状態である保護者が深刻な不安におちいって、子育てにも悪影響が出てくる可能性もある。診断結果は丁寧なフォローとセットにすべき。ここで間違うと、保護者か子の障害を受容できず、虐待や、就園や就学のときのトラブルに発展する可能性も高まる。	3	発達を心配している保護者に対して、医師、心理師、保健師が、個別の状況に応じて今後必要となる対応や相談先等を説明しています。療育の利用手続きが必要な場合もあり保護者が困ることのないよう丁寧に対応し、地区担当保健師が継続的に相談に応じるなど保護者の不安、心配、困りごとに寄り添った支援に努めています。	保健予防課 碑文谷保健センター
155	個人	電子	p.83	●スクールカウンセラーの区立学校派遣(p.83) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いについて、保護者や教員にもっと啓蒙すべき。そうしないと効果的に活用できない。保護者の信頼が得られない。また、特別支援教育支援員は、クラス担任としか話す機会がないが、担当する児童について、また、支援のヒントとなる情報について、スクールカウンセラーと共有するべき。カウンセラーと支援員が連携することで、より効果的な支援になる。	3	学校では、必要とする児童・生徒がスクールカウンセラー(以下、「SC」)との相談ができるよう、小学校第5学年及び中学校第1学年を対象に全員面談を実施しています。また、校内巡回でSCから心配な児童・生徒に声をかけたり、あいさつで児童・生徒と日常的な関わりを作るなどしています。スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」)については、学校からの要請に基づき活動するため、役割や派遣手続き等に関するリーフレットを作成し、管理職等に周知を図ってきました。子どもたちや家庭と関わり、支援を行うSCやSSWについては、教員研修においても紹介し、連携の在り方を検討したり、対応事例を共有するなどしています。特別支援教育支援員については、対象となる児童・生徒の支援が適切に行われるよう、授業を行う教員等と具体的な支援について打ち合わせているほか、特別支援教育コーディネーターの教員を中心に、校内で連携して対応しています。今後も、SCと支援員等とが連携して、それぞれの校内組織に合った仕組みづくりを促すことで、さらに効果的な支援が行えるよう指導していきます。	教育支援課
基本目標Ⅲ 子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち							
156	議会	書面	p.84	成果指標として「子育てについて、楽しいことが多いと思う保護者の割合」と明記されている。コミュニティの形成やつながりを大切にしていく方針だと思うが、付随する事業では行政からの支援がほとんどである。「多胎児家庭等への支援」では交流や情報交換の場があるが、他の事業でもママ友・パパ友の輪が広がる仕掛けを作ることはできないか。	2	現在、児童館で行っている乳幼児クラブや子育てふれあいひろばで行っている各種イベントのさらなる充実を図っていきます。令和7年度に開設することも家庭センターでは、子どもや子育て家庭の方々がふらっと立ち寄れ、そこに集まる方同士でコミュニティが形成されるような取組を進めるとともに、ネットワークづくりにも取り組み、区内の様々なコミュニティとつなげていこうと考えています	子育て支援課 子ども家庭支援センター
157	団体	電子	p.85	こども総合相談センター(仮称)の整備 令和7年4月にできる、こども家庭センターでは公民連携を活発に行い、こども総合相談センターに移行するときにも、こども家庭センターで行った事業などは継続できるようにしていただきたい。	2	ご指摘のとおり、こども総合相談センターは、行政はもとより、地域の様々な主体との協働により、子ども施策を展開していくことが必要と考えています。 こども家庭センターは、地域で子どもの育ち、子育てを支えることを基本として、地域ネットワークづくりを進め、協働による子ども施策の推進を図っていきます。併せて、今後の施設整備に向けて、教育、福祉、保健をはじめとして、効果的、効率的な支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援拠点整備課
158	個人	電子	p.86 p.87	基本目標Ⅲ－(1) ●ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)(p.86) ●保育に係る各種手続のオンライン化(p.87) ●一時保育予約申込のオンライン化(p.87) シッター支援はありがたいが、申し込みが大変やりにくいと聞く。不器用な母親ほど、子育ても、支援の申し込みも苦手な場合が多い。子育て中の余裕のない母親が負担なく申し込めるよう特に簡易なシステムにすべき。	4	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の申請については、利用者様の負担軽減を踏まえてオンラインによる申請にしています。また、領収書等多くの書類をご用意いただくこととなりますが、厳正な審査を行うために提出いただく必要があります。 区としてもなるべくご負担のかからない申請とするために、ExcelやPDFでの添付以外にも紙媒体の書類を撮影した写真や、スマートフォン画面のスクリーンショットでの添付で提出することを可能とし、申請フォームについても極力簡素に作成しています。 今後より利用しやすい事業とするために、お寄せいただいたご意見については、事業実施の課題として取り組んでいきます。	保育課
159	議会	書面	p.87	保育に係る各種手続きのオンライン化では、一時保育予約などのオンライン化とともに病後児保育においても、オンライン化による予約などの利便性の向上を図ること。	4	病後児保育におけるオンライン化については、施設側の意向も聞きながら、検討を進めていきます。	保育課
160	団体	電子	p.88	伴走型相談支援 妊娠8ヶ月頃の妊婦さん向けの相談支援は、NPO法人などの民間が実施する地域子育て支援拠点や保育園などへの委託も可能とのこと。出産後にすぐに地域の子育て支援拠点につながるためにも将来的に民間への委託を検討していただけないか。	5	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に向けて、保健師等の専門職が個々の状況に応じた相談支援を行っています。国の実施要綱において地域子育て支援拠点等に委託することができることは承知しておりますが、現時点では委託は考えておりません。	保健予防課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
161	団体	電子	p.88	伴走型相談支援 妊娠8か月面接はあまり希望がないのでほとんど実施していないと聞いている。8～9か月ごろには仕事も産休に入り、出産に向けて具体的な準備を進める頃なので、産後の生活を見据えた支援が大切だと思う。妊娠初～中期の面接で紹介される目黒区の子育て支援情報は「まだまだ先のこと」という認識で忘れてしまうようなので、妊娠8か月面接も必須とし、産前産後の支援を再度具体的に紹介し、産後の生活をイメージできるようにしてほしい。	3	区では、国の実施要綱に基づき伴走型相談支援を実施しており、妊娠8か月頃の面談は必須としてはいませんが、アンケートの回答内容により面談を希望するかたや面談が必要と判断した妊婦に面談を行い、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認しています。	保健予防課
162	団体	電子	p.88	伴走型相談支援 出産後赤ちゃんと遊びに行ける場所として子育てひろばを知ってもらうために、子育てひろば見学をメニューに入れていただくのはいかがか。また、妊娠8か月頃の妊婦アンケートに子育てひろばについての項目を入れ、希望者には子育てひろばから妊婦向けのイベントや講座の案内ができるようになると、妊娠中から地域に子育てを応援してくれる人を知り、産後の孤独感を軽減できるのではと考える。	3	子育てふれあいひろばを含めた主な子育て支援サービスや妊娠、出産前後の手続き等は、妊婦面接時や個別相談の機会に二次元コード付きのご案内をお渡しして説明しています。令和7年4月開設のこども家庭センターでは、母子健康手帳の交付や妊婦面接等の母子事業を実施します。同施設には子育てふれあいひろばの開設が予定されており、妊婦及びそのパートナーがこども家庭センターに足を運ぶことで、妊娠中から子育て家庭や地域との交流につながると考えています。	保健予防課 子育て支援課
163	個人	電子	p.90	仕事に復帰したい時に復帰できたり、いったん退職しても再就職が容易にできたりするような雇用制度・環境を望む。特に医療・教育・生産・製造・サービス分野等子育ての経験が生きる職種は多岐に渡ると思われる。子育て中の保護者といってもさまざまで、乳幼児を預けた場合は、発熱等何かあると迎えに行く必要があるが、子どもが中学生になると自力で帰宅出来たりする。中学生以上の保護者の復職支援に力を入れると、雇用者のニーズに合致するかもしれない。	3	区では男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるようにすることや、あらゆる分野における男女平等・共同参画を推進するため、「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」に基づき、事業所に対する情報提供などを通じた意識啓発や、就労を希望する方への就労相談支援事業を行っています。引き続き、子どもを持つ保護者の気持ちに寄り添い、関係所管と連携しながら事業を継続していきます。	人権政策課 産業経済・消費生活課 子育て支援課
164	団体	電子	p.90	出産準備教室 出産準備段階から出産後すぐに子育てひろばに繋がるプロモーションも入れ込むのはいかがか。出産準備教室に子育てひろばスタッフがサポートスタッフとして講座に入り、出産後のパピママライフについて案内するなど。(官民一体の運営)	3	出産準備教室は民間事業者へ委託して実施しており、委託事業者以外の方がサポートに入ることは困難です。なお、令和7年4月開設のこども家庭センター内で出産準備教室を実施します。同施設には子育てふれあいひろばの開設が予定されており、妊婦及びそのパートナーがこども家庭センターに足を運ぶことで、妊娠中から子育て家庭や地域との交流につながると考えています。	保健予防課 碑文谷保健センター 子ども家庭支援センター
165	個人	電子	p.91	●家庭教育講座(p.91) ●委託家庭教育講座の充実(p.91) この2事業については不要と思う。保護者同士がつながり、子育てのコミュニティを作ることで、自然と学んでいける。家庭教育を唱えて母親にプレッシャーを与えるよりも、母子が孤立しないようにすることが重要。	3	家庭教育講座は家庭教育の自主性を尊重しつつ、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けての学習機会を提供するものです。保護者同士の関係づくりも目的の一つとしています。孤立しないようにするためにも家庭教育について学びたい方が学べるよう学習機会を提供していきます。	生涯学習課
166	議会	書面	p.93	目黒区として、給付型の奨学金制度を創設すること。	3	本計画では、給付型の奨学金制度をはじめ、次代を担う子どもたちが自らの力で生きていく、自立していくためにはどういったサポートが必要かという視点で、新たな子ども若者施策を進めていきたいと考えています。 ご指摘の趣旨も踏まえ、どのような支援の仕組みが必要か検討していきます。	子育て支援課
167	個人	電子	p.95	基本目標Ⅲ－(2) ●外国人学校補助(p.95) 日本の公立校で不登校になった子の選択肢として、アメリカンスクールへの通学にも補助を出すのもよい。日本の公教育に馴染めない場合、アメリカンスクールなら馴染める場合もある。都から補助が出る制度のあるフリースクールと同等に扱っても良いのではないかな。	4	不登校の子どもたちには様々な支援が求められるところですが、いただきましたご意見は、今後補助金制度を検討する際の参考とさせていただきます。	総務課
168	個人	電子	p.95	●障害児福祉手当の支給(p.95) 発達障害等が原因で不登校の子は、フリースクールや放課後デイサービスに行かざるをえない状況の中、家庭は大変な出費を迫られている。子ども一人で家に置いておけないため、仕事を辞めざるをえず、ますます経済的に困窮する場合もある。また、給食が食べられないため、本来給食費として補助されているぶんも受け取れていない。福祉と学習の保障という意味で、これらの子どもに手当での補助をすべき。	4	障害児福祉手当は、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される国の制度で、基準が明確化されています。 しかし不登校の子に関しては、個々の状況や要因が多様かつ複雑なため、制度の基準に落とし込むのが難しいことから、今後の研究課題とさせていただきます。	障害者支援課
169	個人	電子	p.95	●私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減(p.95) 障害児の受け入れなど、個性的な教育や保育を実施している園に対し、積極的に補助を行うべき。そこでしか受け入れてもらえない、選択肢のない障害児がいる。そのような園の経営が立ち行かなくなっては困る。	2	目黒区では心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的として、平成19年度より心身障害児の就園する区内の私立幼稚園に対して心身障害児教育事業費補助金を給付しています。このほかにも私立幼稚園の運営に関する補助をしており、今後も継続していきます。	子育て支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
170	議会	書面	p.96	基本理念である子どもの健やかな成長を支援する点では、物価高騰で苦しむ子育て家庭への経済的支援が求められる。学校給食の無償化に続き、学用品費や修学旅行費などの無償化を進めること。出産育児一時金は、自己負担分の助成を行うこと。就学援助の対象を広げること。	4	【学用品費などの無償化を進めること】 公立学校における教育に係る経費につきましては、法令により無償とする授業料や学校で使用する教科書を除いた経費のうち、児童・生徒個人の用に供する教材などにつきましては、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されているため、必要な範囲でご家庭にご負担いただいているところです。 一方、区教育委員会では、学習用情報端末などの公費による整備や物価高騰対策に係る学校給食費の保護者負担ゼロなど、子どもたちの学習環境の充実及び保護者負担の軽減に取り組んでいます。 公教育の無償化に向けては、持続的に学校教育を実施していくための財源などの課題も踏まえつつ、国や他自治体の動向なども注視し、慎重に検討していく必要があるものと考えており、現行の費用負担の考え方は維持しつつ、引き続き保護者の負担軽減に向けた配慮の視点を持ちながら、学校教育の充実を図っていきます。 【就学援助の対象を広げること】 経済的にお困りのかたには学用品費等を支給する制度として、所得限度額等の受給要件を設けて就学援助制度を実施しています。 所得限度額については、生活保護基準の引き下げの見直しが行われた第69次改定(平成25年)時において、それまで就学援助の対象だったかたが対象外となるなどの影響が及ばないように改定前の生活保護基準を引き続き使用する対応を図ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況への対策として、前年の合計所得からは就学援助に該当しない世帯であっても、失業・疾病等の影響により収入が著しく減少した場合に直近3ヶ月間の状況を確認して支給の可否を判断するなど、制度の柔軟な運用を図り、現在も継続しているところです。そのほか、所得限度額によらず、児童扶養手当を受給している世帯や国民年金保険料の減免となっている世帯等についても就学援助の支給対象としており、今後も社会経済状況等を踏まえつつ、適切な制度実施に努めていきます。 【出産育児一時金】 出産育児一時金の自己負担分の助成は、今後の社会経済状況や国、他自治体の動向などを踏まえ整理していきます。	学校運営課 子育て支援課
171	団体	電子	p.97	子どもと家庭への多様な支援 子ども食堂の利用率が低く、認知はしているが利用を躊躇う傾向があると思われる。いつでも誰でも利用が出来ることを保護者が理解し利用してもらうきっかけが必要だと思う。	3	子どもたちが、子ども食堂に気軽に行ける場所であることを周知していくとともに、そうした環境づくりに努めていきます。	子育て支援課
172	個人	電子	p.99	基本目標Ⅲ－(3) ●子ども食堂推進事業(p.99) いつどこで開かれるかがまちまちだと、子どもたちは来にくい。場所の予約優遇と、場所代の補助をすべき。例えば学区ごとにある住区センターの事業にして、住区センターで日を決めてやるようにすれば、いろいろな子どもがアクセスしやすくなる。できるだけすべての地域に子ども食堂を。	7	子ども食堂は地域の様々な団体等が、子育て支援に対するそれぞれの目的、方向性に基づき実施しており、区はそうした事業者に補助をすることで支援しています。そのため、地域性に若干の偏りがあることは承知しています。 区は、地域で子育て子育てに関する様々な取組を行っている方々の自主性を尊重し、方針を理解したうえで支援を行うことを基本としており、そういった方々と連携しながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。 いただいたご意見は参考とさせていただきます。	子育て支援課
173	個人	電子	p.99	●思春期・青年期親の会(p.99) ●母親の会(p.99) 民間の支援団体の家族会・親の会と連携し、行政から団体を紹介したり、支援団体から行政の窓口を紹介するなどすべき。 家族会も、当事者に合う・合わないがあるので、多様な雰囲気の家族会が存在し、選べるのが大切。	3	ご意見のとおり、当事者やご家族が多様な団体・活動から自分で選択して参加できることが何より重要です。現在も東京都や民間団体が主催している家族会などの情報提供をしていますが、ご希望を伺いながらニーズに適した社会資源を紹介できるようにしていきます。	保健予防課 碑文谷保健センター
174	個人	電子	p.99 p.100	●地域の学習支援団体への支援事業(p.99) ●学習支援事業(p.100) できるだけ、子どもの生活圏内にあるところでないといけない。民間団体と連携して、たくさんの場所にもうけるべき。場所の予約優遇と、場所代の補助をすべき。例えば学区ごとにある住区センターの事業にして、住区センターで日を決めてやるようにすれば、いろいろな子どもがアクセスしやすくなる。できるだけすべての地域に学習支援教室を。 大学生や、退職教員などに指導ボランティアとして関わってもらうのがよいと思う。	4	低所得者世帯を対象とした学習支援事業につきましては、中学生及び高校生を対象とし、生活困窮世帯の子どもへの支援に長年携わってきたNPO法人をプロポーザル方式により選定し、委託にて運営を行っています。また、ボランティアスタッフとして大学生や社会人の方々にご協力いただき運営を行っています。 また、ひとり親家庭を対象とした学習支援事業については、小学生から高校生を対象とし、プロポーザル方式により選定した事業者に運営を委託し実施しています。 開催場所の拡大につきましては、生徒の利便性や運営面等の様々な角度から検討を行っていきます。 学習支援事業についても、可能な限り地域の偏在化なく事業展開していけるよう検討していきます。	福祉総合課 子育て支援課 子ども家庭支援センター

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
175	個人	電子	p.100	ファミリー・サポート・セン ターの充実 協力会員に登録するということは、「自分の地域で子育てを見守ってあげたい気持ちがあります」という意味もあると思う。実際に協力依頼がなくても、協力会員を増やす努力は必要だと思われるが、謝礼金が1時間15分まで協力して、800円という金額では登録は増えないと思う。高齢者在宅福祉サービスの協力謝礼は1時間で900円。ファミサポがボランティア半分とはいえ、安すぎないだろうか。 最近、ファミサポ利用料金も会社が負担してくれたり、一時保育利用として補助が出るので実質無料で利用している人も多いようだ。ただ低所得家庭が利用する場合は、区から補助を出すなど、低料金で気軽に利用できる感覚は残した方がいいと考える。	4	ファミリー・サポート・センターの協力会員は有償ボランティアであり、協力会員の善意により成り立っている制度です。時間単価800円の謝礼金の額は他区も同様の設定であり、額の設定については他区の状況等を注視していく必要があると考えます。	子育て支援課
176	個人	電子	p.100	子どもの学習支援事業については、人気でキャンセル待ちになっているので、拡大を希望する。	7	ひとり親世帯を対象とした学習支援事業については、特に訪問型の人気が高く、ご希望に添えない場合がある状況です。他事業との連携等、ご希望される方が受けられるよう事業の改善について検討を行っていきます。	福祉総合課 子ども家庭支援センター
177	個人	電子	p.102	基本目標Ⅲ－(4) ●公民連携による地域子育てネットワークの構築(p.102) 民間団体が活動するには、場所と人材の確保がネックとなっている。住区センターのような、目黒区全体に一定の間隔であるような施設の利用を優遇したり、場所代の補助、道具の補助、活動費の補助、人件費的な補助、などを少しでももらえれば、持続可能となる。 また、そのような活動団体同士が横につながれるような仲立ちを、行政には期待したい。	2	地域で活動する子育て支援団体との連携支援については、今後の子育て子育て支援を地域とともに進めていくうえで重要と考えています。昨年4月には、地域の様々な主体との 連携協力等を目的として、登録団体制度を整備し連携を進めています。今後はそうした方々との連携支援を進めながら、子育て子育てのためのネットワークづくりに取り組んでいきます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援拠点整備課
178	団体	電子	p.102	公民連携による地域子育てネットワークの構築 区内の子育てサポートグループ登録団体を増やし、公民で情報交換や連携をさらに進めていく必要性を感じる。	2	区内で子育て・子育て支援の取組を行っている団体等の増加につなげ、公民連携による地域子育てネットワークの構築に努めます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援拠点整備課
179	個人	電子	p.103	●区立保育園開放(p.103) ●区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放(p.103) 園開放で受け入れる園側に工夫がなかったり、迎える保育士の人数が少なかったりすると、寂しい空間にならないか。子育て支援団体と連携してはどうか。マンパワーにおいて園も助かるし、支援団体も園から学ぶことができ、親子は居場所が増えるなどメリットが複数ある。	4	開放事業については、園の子育て支援事業のひとつとして子育て世帯が安心して利用できるよう事業を実施しているところです。地域に根差した子育て支援施設として、いただいたご意見を参考としつつ、開放事業の充実に向けて調査・研究していきます。	保育課 学校運営課
180	団体	電子	p.103	子育てふれあいひろばの運営および民間ひろばへの支援 民間ひろばの拡充を目指し、補助金のみならず区が拠点場所を提供できる方法を模索して欲しい。例：拠点となる「ひろば」の場所提供してくれる住民の公募など。	4	ご指摘の点も踏まえ、利用者が身近な場所で利用できるよう、様々な検討を進めていきます。	子育て支援課 保育課
基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち							
181	個人	電子	p.104	基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち 「～育てられ、ともに～」途中で句読点は必要。読みづらい。	5	通常の文書ではなく、表題として記載しているため、句読点は入れていません。	子育て支援課
182	個人	電子	p.104	特に子どもの居場所事業・居場所づくりについては、いじめ被害者が参加していると、いじめ被害者は参加にしくくなるのが現状である。被害者こそが支援を必要としているので、何らかの方法で支援の必要な子どもが安心して参加できる仕組みを考えて欲しい。	3	児童館や学童保育クラブ、ランランひろばで過ごす子どもについて、必要に応じて、学校やその他関係機関と連携を図りながら、本人や保護者への聞き取りや見守り等を行っています。引き続き、子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めていきます。	放課後子ども対策課
183	議会	書面	p.104	若者団体(若者が主体となって活動する団体)が実施する社会課題解決に向けた活動等について、情報発信や行政との連携強化につながる取組など、必要な支援を行うこと。	3	若者への取組については、子ども期から切れ目なく行うことを基本とし、様々な課題があると認識しております。情報の周知方法や協働の仕組みを今後検討していきます。	放課後子ども対策課
184	個人	電子	p.107	子どもたちはスマホやタブレットに接する時間が増え、外で遊ぶ場所も減り、放課後には塾に行く子どもが増え、やはり大きく減っているのは運動する時間であると思う。子どもの体力・運動能力調査の目標値「学年・男女別平均を 1 ポイント以上引き上げる」には、大幅なスポーツ環境整備を行わないと難しいのではないうか。今挙がっている、新規・継続の事業では足りないと思う。例えば、朝の時間(7:30～8:00等)に校庭や体育館を開放して、地域の方の見守りのもと、学校で運動できるようにしたり、ボール遊びのできる公園を増やしたり、運動系のクラブ活動を充実させたり、地域の少年チームを支援したり(会場予約を簡単に)、健康に関する出張授業をしていただいたり、多角的にスポーツ環境を整えていただきたい。	3	令和7年度からの学校体育施設の開放については、放課後の子どもたちの居場所の確保の必要性や、今後30年間で予定されている学校施設更新などにより、団体利用の機会が減少せざるを得ない中で、ホーム校、地区割制度を導入するとともに、子どもスポーツ団体の減額免除の導入など、開放利用の柔軟化・公平化を図っていきます。また、区内の公園の利用や、クラブ活動の充実などにつきましては、多角的な見地で関係所管とも連携しつつ、子どもたちの運動機会の確保に努めていきます。	スポーツ振興課
185	個人	電子	p.108	区民センター建替事業が一時中断したので、解体を前提とする事業は撤回すべきである。	7	新たな目黒区民センター等整備・運営事業につきましては、令和6年7月から事業者公募を開始したところですが、参加資格通過者を対象として10月に実施した第1回競争的対話の結果、工事費等の高騰により区の定める提案上限価格の中での事業実現が困難と判明しました。この結果を受けて事業費の再算定及び区財政への影響について検証を行ったところですが、中長期の財政運営は厳しい状況となることが明らかとなり、本事業については適切な見直しを行う必要があることから、現在の公募条件での事業実施を中止したうえで、これまでの取組を踏まえながら、事業の再検討を行うこととしました。	文化・交流課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
186	個人	電子	p.108	目黒区美術館はまだまだこの先使える施設なので、解体しないで欲しい。	7	新たな目黒区民センター等整備・運営事業につきましては、令和6年7月から事業者公募を開始したところですが、参加資格通過者を対象として10月に実施した第1回競争的対話の結果、工事費等の高騰により区のだめる提案上限価格の中での事業実現が困難と判明しました。この結果を受けて事業費の再算定及び区財政への影響について検証を行ったところですが、中長期の財政運営は厳しい状況となることが明らかとなり、本事業については適切な見直しを行う必要があることから、現在の公募条件での事業実施を中止したうえで、これまでの取組を踏まえながら、事業の再検討を行うこととしました。	文化・交流課
187	個人	電子	p.109	トップアスリート交流イベントについては、参加人数に対する謝礼等を考えると費用対効果としてどうなのかを考えて欲しい。事業参加人数を拡大するか、区の子ども向けスポーツ事業で抽選枠が厳しい人気の活動に予算を割くことを検討して欲しい。	4	トップアスリート交流イベントは年3回、各回2部制で実施しており、各部40～60人程度の小・中学生が参加しています。参加人数規模の拡大については、実施競技の特性や実技指導を行うアスリートとの調整が必要になるため、今後の検討課題とさせていただきますが、当日の様子の動画をウェブサイトで公開し多くの方に閲覧いただけるようにするなど、費用対効果の高い方法を目指していきます。	スポーツ振興課
188	議会	書面	p.109	11月に開催されるデフリンピック普及啓発の一環として、聴覚障害のアスリートとの交流イベントの開催。	2	区ではトップアスリート交流事業等でデフアスリート等を含めた交流イベントの開催ができるよう準備を進めていきます。	スポーツ振興課
189	議会	書面	p.109	11月に開催されるデフリンピック観戦の招致。	2	東京都が検討しているデフリンピックの子ども観戦事業に積極的に協力するとともに、今後も東京都と情報連携しながら観戦に係る情報を区報等で区民に提供していきます。	スポーツ振興課
190	個人	電子	p.111	子どもたちの読書時間が減っていると思う。本は、知識や日本語の習得はもちろん、主体的に学ぶことを覚えたり、多彩な読書体験(人生の経験値を上げること)ができたり、子どもたちの学びや成長に欠かせない存在である。学校図書館の充実(学校図書館の常時開室、学校司書の常駐)と、学校図書館と公共図書館の連携、また子どもたちや保護者の意見を反映させた図書館づくりをお願いしたい。新しい「子ども読書活動推進計画」に期待している。	3	「目黒区子ども読書活動推進計画(仮称)」の策定にあたっては、子どもの不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進、といった観点をもって取り組んでいきます。学校図書館と公共図書館の連携、子どもの意見を反映させた図書館づくり等につきましても、関係所管課と連携して検討していきます。	八雲中央図書館
191	個人	電子	p.113	公民連携による地域子育てネットワークの構築＜再掲＞ 「取組手順～・民生委員・児童委員・主任児童委員等、その他様々な主体とのネットワークづくり」とあるが、子ども対象ならば、主任児童委員が最初に記載されてもいいと思う。一般区民がみると、民生委員、児童委員、主任児童委員と3種類の委員が存在すると思うのではないか。 「民生・児童委員、主任児童委員」もしくは、「主任児童委員、民生・児童委員」と、記載できないか。行政的に決まった記し方があるのなら仕方ありません。	1	ご指摘を踏まえ「民生委員・児童委員、主任児童委員」に修正いたします。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援拠点整備課
192	個人	電子	p.114	地域学校協働活動の推進 地域に根差した学校、地域に開かれた学校を協議会という制度で担保するという趣旨や考え方には賛成である。ただし制度は形式だけやっても意味がない。目黒区では10年ほど前にコミュニティスクールを導入しようとしたが、理念を学校も市民も誰も理解してなかったから一度失敗していると聞いている。今回も、あと3か月というのに、教育委員会からモデル3校の保護者への周知はまったくない状態。学校の先生たちもよくわかってない(仕事が増えるだけと思っているかも)のではないか。という意見もある。行政主導で勘違いのコミュニティスクールを進めて失敗するのでは困る。意見を求める。	3	教育委員会では、令和6年7月に「地域が応援する学校づくりフォーラム」を実施し、区民の皆様に向けてコミュニティ・スクール等の制度の周知・啓発を行いました。今後も、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくため、教育委員会が学校への伴走支援を行うとともに、保護者や地域の方に向けたちらし等の作成やフォーラム等の実施、学校や学校運営協議会委員等に向けた研修の実施など、周知・啓発を図っていきます。	生涯学習課
193	個人	電子	p.114 p.115	基本目標Ⅳ－(3) ●地域学校協働活動の推進(p.114) ●地域教育懇談会の活動支援(p.115) コミュニティスクールの啓発が全く足りない。モデル校の保護者・関係者さえ、本質をまだ理解してない。地域の方々にももっと知ってもらふ必要あり。勉強会を重ねる、他区先行事例の学校を視察に行く、などして、教員以外の人が学校運営に主体的に関わることの意義を、地域のみならず共有する必要あり。 最初に学校運営協議会のメンバーを決めることが最も重要であり、学校評議員との違いをよく理解して、人選をすべき。そのような人選ができるよう、校長も学んでおくべき。校長が新任で地域につながりがない場合、地域の人による推薦制度などを設けてもよいかもしれない。	3	教育委員会では、令和6年7月に「地域が応援する学校づくりフォーラム」を実施し、区民の皆様に向けてコミュニティ・スクール等の制度の周知・啓発を行いました。今後も、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくため、教育委員会が学校への伴走支援を行うとともに、保護者や地域の方に向けたちらし等の作成やフォーラム等の実施、学校や学校運営協議会委員等に向けた研修の実施など、周知・啓発を図っていきます。	生涯学習課
194	議会	書面	p.114	(1)学校運営協議会(コミュニティスクール)の委員に、児童生徒の参加も保障すること。 (2)学校運営方針の承認では、教育委員会から提案されたものを、委員とともに熟議を重ねながら充実改善させることが重要である。協議会委員でしっかりと熟議ができる協議会となるよう、教育委員会として支援すること。	3	(1)現段階では、児童・生徒を委員とする考えはありませんが、先進自治体では、児童・生徒が学校運営協議会で意見を言う場を設ける取組を行っている例もあり、児童・生徒の意見については、各協議会の状況や必要性に応じて、取り入れられていくものと考えています。 (2)学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくため、教育委員会が学校への伴走支援を行うとともに、保護者や地域の方に向けたちらし等の作成やフォーラム等の実施、学校や学校運営協議会委員等に向けた研修の実施など、周知・啓発を図っていきます。	生涯学習課
195	議会	書面	p.114	この活動がどういった活動なのか、地域への周知が不十分。好事例の活動をしている学校の見学や、ワークショップの開催等、成功させるための取り組みを推進すること。	3	教育委員会では、令和6年7月に「地域が応援する学校づくりフォーラム」を実施し、区民の皆様に向けてコミュニティ・スクール等の制度の周知・啓発を行いました。今後も、地域学校協働活動や学校運営協議会の推進フォーラムや様々な団体の会合等様々な機会をとらえ、周知・啓発を図っていきます。	生涯学習課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
196	団体	電子	p.115	青少年の乳幼児ふれあい体験 親になるまで赤ちゃんとふれあったことがない人が多いので、中高生の時に赤ちゃんとふれあう機会を作りたいと考えている。地域で暮らす0歳の赤ちゃんとふれあい、保護者から子育ての楽しさや大変さなどについて話を聞くことで、中高校生たちは命の大切さや家族への感謝を感じるようだ。ふれあいタイムの前後に赤ちゃんの発達について、声かけ、抱っこの仕方などを学び、子育て中の親の思いを聞くことで、自分も地域の一員として子育てを応援できることを知り、地域ぐるみで子どもの成長を見守ることに繋がると思う。普段は支援を受ける側になることの多い子育て中の親にとっても、地域貢献できた充実感を得て地域での孤立感を軽減できると考える。ぜひ目黒区で実施の機会をいただけたらと思う。	3	児童館等においては、中学生の職業体験や高校生のボランティア活動を通して、中高生が乳幼児活動に参加し、乳幼児にふれあう機会を提供しています。今後も様々な機会を通して、中高生が乳幼児にふれあう機会を作ることで、子どもの成長や子育てを学び、地域で子どもを見守ることや、子育ての孤立感の軽減につなげていきます。	放課後子ども対策課 保育課
基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしまち							
197	個人	電子	p.117	学校における防犯対策 現在、学校へ出入りする(一定時間、学校内に滞在)人は、主に教育委員会を通じて雇われているのであって、たいてい個人情報(履歴書提出)、人権研修などや守秘義務契約を経ている。この「委託による警備員」が同じような職務規定を持つなら安心だと思うが、どのような規定になっているのか、区民への説明を行って欲しいと考える。	7	昼間警備の実施にあたっては、受託者との契約の締結において、障害を理由とする差別の解消に関する事項や個人情報保護に関する法令等の遵守を課しています。	教育政策課
198	個人	電子	p.117	学校における防犯対策 不審者に幼稚園や保育園の区別はないので、幼稚園・こども園だけではなく保育園等にも拡充していただきたい。	3	園舎内外の防犯カメラ、学校110番(警察への直接通報システム)の設置をしており保育園における防犯対策も強化しています。	教育政策課 保育課
199	個人	電子	p.120	通学路合同点検については、非常に有意義で継続を希望するが、そもそも白線等の不備がないように、設置者が定期的に点検・修復を行って欲しい。そして引き続き安全面での迅速な対応を求める。	6	いただいた意見・ご要望につきましては、関係所管と連携し取り組んでいきます。	教育政策課
200	個人	電子	p.120	子どもの通学路について。環七通りのごみ収集車が横断歩道に乗り入れたり(たまに爆発事故もあるとニュースで見たので離れてほしい)、ガードレールがあまり頑丈ではなく、車が歩道へ乗り上げてしまった事故もあった。大型トラックも常に停まっていって視界を悪くさせている。	6	いただいた意見・ご要望につきましては、関係所管と連携し取り組んでいきます。 また、駐車違反の車両を発見したら、警察署へ通報してくださいますようお願いいたします。	教育政策課
201	個人	電子	p.120	毎朝、環七通りに犬の糞が数えきれないくらい落ちていて、踏んでも気付かない通学中の子供達が大変でならない。カラスもゴミをあさり散乱していたり、大人が通る道ならば、もっと安全と美化に注意がいくと思う。通学路であることをもっと周知させてほしい。	6	いただいた意見・ご要望につきましては、関係所管と連携し取り組んでいきます。 通学路の周知に関するご要望につきましては、道路標識や路面への標示などで一部対応していますが、不審者対策のため通学路の積極的な公開は行っていません。	教育政策課
202	個人	電子	p.120 p.121	基本目標Ⅴ－(2) ●総合的な自転車対策の推進(p.120) ●交通安全教育等(p.121) 坂道の多い目黒は、下り坂でスピードが出た自転車やキックボードと車との接触事故が多い。自転車やキックボードに乗る時は、必ずヘルメットをかぶることを、学校でもっと切実に伝えていくべき。ヘルメットをかぶっている子が圧倒的に少ないので、ヘルメットをかぶっていることが好奇の目で見られることのないよう、当たり前になるよう、授業で伝えるべき。具体的な例を挙げ、見せて、しっかり説明すべき。	2	小中学校においては、交通安全教室やスクエアードストレイトを通じて、歩行時や自転車運転時の交通安全教育を行っています。また、地域自転車教室で実践的な教育を行うほか、シミュレータ教室、区内中高生全員に自転車安全利用ブックレットを配布し、交通安全教育を充実させています。今後も子どもたちに伝わるよう工夫をしながら啓発活動を行っていきます。	みどり土木政策課 土木管理課
203	団体	FAX	p.120	通学路の危険箇所への合同点検を実施してくださり、ありがとうございます。特別支援学級設置校が点検対象になった場合には、通常学級と異なる学区域から通う支援学級在籍児童の通学路についても、危険箇所の確認、点検をし、通学路の安全確保をしてくださるようお願いしたい。	3	通学路は学校において決定していますので、個別の事情等を各小学校にご相談ください。また、通学路の危険箇所については毎年小学校に調査を行い、道路管理者や警察など関係機関が必要な対策を講じていますが、気になることがあれば特別支援学級の担任等を通じて学校にご報告ください。	教育政策課
204	個人	電子	p.122	成果指標 近所に子どもを安心して遊ばせる場所がないと思う保護者の割合 未就学児保護者:40.6% 小学生保護者:42.1% 目標値(2029年)35% この目標値は、どのように算出されたのか。一般区民から見ると、半数近い保護者が、安心して遊ばせる場所を求めているのに、目標値が35%しかないということは、区の取り組みへの本気度が問われていると思う。目標値0%に近づけるよう求めたい。	3	子ども総合計画改定に係る基礎調査を根拠に満足度指標として算出した結果です。達成値については、5年間の計画で現実的に達成可能な数値としています。 ご指摘の意見については、区としても同様の考えです。目標値の修正はしませんが、最終的に0%となるよう、引き続き取り組んでいきます。	子育て支援課
205	個人	電子	p.123	基本目標Ⅴ－(3) ●公園等の整備(p.123) ●公園等のリノベーション(p.123) 区内公園にプレーパークをいくつか作るべき。自然に囲まれ、泥んこ遊びをしたり、ロープでブランコを作ったり、焚き火をしたりして自由に遊ぶ公園。既成の遊具はいい。塾通いの率が高い目黒区では特に、子どもたちの、「根気、レジリエンス、マニュアルのない遊び方、面白い遊びを作り出す工夫」、などが足りない。それを自然に伸ばしてくれるのがプレーパーク。見守り役のプレーワーカーの育成も必要。	3	公園内でのプレーパークの整備にあたっては、設置目的を明確にしニーズを把握するとともに、設置エリアや運営体制の確立について検討し、地域や利用者とも協議し調整しながら進めていく必要があります。また、運営にあたっては、プレーリーダーの確保等の民間団体との公民連携による取組が不可欠であり、適切な支援体制の仕組みづくりが重要となります。 今後、既に公園でボランティア活動されている団体や事業者とヒアリングを実施するとともに、子どもたちのニーズや意見の把握、他の公園利用者やボランティア活動団体等からの意見の聞き取りなどを行い、プレーパーク整備の検討を進めます。	みどり土木政策課
206	議会	書面	p.123	(1)子どもの居場所としての公園、児童遊園を増やすこと。公園面積が少ない地域への公園整備を早急に進めること。 (2)既存の公園ルールは子どもの意見も尊重し、地域住民との話し合いのもと、誰もが使いやすい公園のあり方に見直し検討すること。	3	新たな公園整備にあたっては、歩いて行ける身近な範囲に公園が不足する地域や、一人当たり公園面積が不足する住区、大規模な公園のない地域等を中心に、財政面も含めて総合的に判断しながら公園整備を進めています。 また、公園ルールについては、子どもから高齢者までの誰もが安全で安心して利活用できることを基本としております。今後も、世論調査や公園利用実態調査、公園で活動する団体等との意見交換などによりニーズや意向を把握し、地域や利用者とも協議し調整しながら、適切な公園の管理運営を行っていきます。	みどり土木政策課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
第5章 子ども・子育て支援事業計画							
207	個人	電子	p.131	子ども・子育て支援事業計画 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容 「確保方策－量の見込みにおいて」、いわゆる定員割れを計上しているが、私立保育園の運営上支障が生ずることがないように方策を講ずること。	3	量の見込みは各年度4月1日時点で算定しています。年度末に近づくにつれ差(定員割れ)は少なくなると想定しています。 継続的に空きが生じている保育園は、入園児童の状況を考慮して定員の見直しを行っています。	保育計画課
208	団体	電子	p.132	利用者支援事業 区役所などの相談室へ出向いての相談は数居が高いと感じる人も多いのではないかと。目黒区で子育てコーディネーターの養成を行い、子育て支援拠点事業を行っているひろばも相談窓口を担えるようになることを希望する。いつも遊びに行っているひろばで日常的に相談ができれば、悩みを小さいうちに解決の方向に導くことができるし、コーディネーターが利用者のなにげないつぶやきから問題に気づくこともあると思う。ひろばで解決できない事案については、すみやかに専門的な機関につなげられるよう、日頃から関係機関との連携・協働の体制づくりが必要と考える。	4	現行の子育て支援拠点(子育てふれあいひろば)には子育ての知識と経験を有する専任の職員を国の規定に基づき配置し、子育てに係る相談を常時受けています。子育てコーディネーターの養成に関しては、今後の検討課題とさせていただきます。また、各子育てふれあいひろばの職員が一同に会する「子育てふれあいひろば連絡会」を開催し、各子育てふれあいひろばの連携体制づくりに努めています。	子育て支援課 保育課 保健予防課 碑文谷保健センター 子ども家庭支援拠点整備課
209	個人	電子	p.134	子ども・子育て支援事業計画 放課後児童健全育成事業(事業名:学童保育クラブ) 素案では、量の見込みより確保方策が下回っているにもかかわらず新たに学童保育クラブを整備しないとしており、いわゆる待機児童を計上している。学童保育クラブは区の定義にもあるように、子どもたちの放課後及び学校休業中の生活の場として保育を行う事業であり、単なる居場所ではない。必要とする量について学童保育クラブを整備すべきである。	3	学童保育クラブについては、コロナ禍を契機として、保護者の働き方が変わったことに伴い、学童保育クラブの利用時間等に変化が見られます。 そのような中で安易に、学童保育クラブをこれまでのように新規整備することは、中長期的に定員割れによる空き室を増やすことになりかねない状況にあると考えています。 については、今後の取組の方向性としては、新たに学童保育クラブを整備するのではなく、保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、様々な理由で保育が必要な児童が、等しく学童保育クラブを利用できる仕組みへの見直しを図っていきます。	放課後子ども対策課
210	個人	FAX	p.134	仕事と子育て支援の両立支援と待機児童問題への対応について 令和2年から令和6年の子ども総合計画では「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目を立てており、事業計画においても具体的な学童保育の整備計画を示している。 【以下、令和2年から令和6年の子ども総合計画より】 P.90「保育園に入所を希望する保護者は年々増加しており、学童保育クラブの需要も年々高まっています。区内の小学生の人口の増加も相まって、放課後に安心安全の子ども居場所として、子どものいる家庭の生活状況の変化や就労など様々な理由で、学童保育クラブを希望する家庭が増加しています。」 P.91「学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。また、児童の安心安全への高まりから、校外に移動することのない小学校内への整備が求められています。」 P.91「施設条件の整った小学校内に学童保育クラブを整備していきます。小学校内に学童保育クラブを整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。」 P.145(量の見込みと確保の表では、令和2年度～6年度に500人以上の需要増の見込まれ、それに対して施設数と定員を増やす計画が記載されている) その後、計画期間中の年少人口が事前の推計より少なかったにも関わらず、令和6年度に学童保育クラブの待機児童が200人を超えるなど、待機児童問題は悪化した。つまり、例は6年度までの計画では不十分であったということになる。 しかし、今回の子ども総合計画の素案では、ワーク・ライフ・バランスという項目自体が無くなり、事業計画では新たに学童保育を整備しないという考えが示されている(P.134)。これは、令和2年度～令和6年度の計画からも大きく後退した方針であり、待機児童の発生を前提として、他の放課後の居場所に対応する方針に感じられる。もちろん、放課後の多様な居場所の拡充は必要だと考えているが、今の学童保育の需要に比べ、人口がピークアウトするまでの間、一部の親や子どもを犠牲にするような計画は、働く親や子供の生活実態を無視したものと言える。 「こども家庭庁」は学童保育について、量と質の両面のさらなる充実を示唆していると聞いている。目黒区の子ども人口もあと数年は微増か横ばいであり、保護者、特に女性の就労は増加傾向にあることを考えれば、学童保育の需要はさらに増加することも予測できる。 改めて、今回の計画に「ワーク・ライフ・バランスへの支援」として学童保育の質と量の拡充に加え、事業計画においても量の見込みに対して適切な確保計画を提示していただきたい。 最後に、これまで目黒区の学童保育は、放課後の単なる居場所でなく、子どもたちの育ちの場として非常に高い保育を続けてきており、同時に地域の子育てネットワークを支えてきたと認識し、大変感謝している。こうした目黒区の資産が失われることの無いよう、子ども総合計画の検討をお願いします。	5	これまで、区は放課後子ども総合プラン推進計画に基づき、待機児童解消に向けて学童保育クラブ及びランランひろばを同一小学校内に整備する、いわゆる一体型を推し進めており、令和8年度に緑ヶ丘小学校にランランひろばを開設することで、すべての小学校において、一体型を整備することとなる予定です。 また、コロナ禍を契機として、保護者の働き方が変わったことに伴い、学童保育クラブの利用時間等に変化が見られます。 そのような中で安易に、学童保育クラブをこれまでのように新規整備することは、中長期的に定員割れによる空き室を増やすことになりかねない状況にあります。 そのような状況を踏まえ、新たに学童保育クラブを整備するのではなく、保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、様々な理由で保育が必要な児童が、等しく学童保育クラブを利用できる仕組みへの見直しを図っていきます。	放課後子ども対策課
211	団体	電子	p.137	地域子育て支援拠点事業□ 令和11年度に18施設に増やすとのことだが、日常の中で歩いていける所にひろばがあるのが理想なので、小学校と同じ(22施設)くらいあるとよいのではないかと。現在14施設中土曜日開室しているひろばは6施設となっている。土曜日開室を望む親子もいるので、今後は土曜日開室のひろばを増やしてほしい。	4	ご指摘の点も踏まえ、利用者が身近な場所で利用できるよう、様々な検討を進めていきます。	子育て支援課 放課後子ども対策課 保育課 子ども家庭支援センター
212	団体	電子	p.140	病児・病後児保育 病児の保育はベビーシッターでの対応となっている。利用料金の助成もあるが、病児保育の医療機関の整備も必要だと思う。病児保育を始める医療機関への補助を検討してほしい。	2	区では、区内5地区に1か所以上の病後児保育施設を整備することを目標に取り組んできました。その結果、令和7年4月に目標を達成する見込みとなっています。病児保育のニーズは一定程度あると認識していますので、現在、病後児保育施設を運営している事業者や関係団体の意見を聴きながら検討していきます。	保育課 保育計画課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
213	団体	電子	p.142	妊婦健康検査 健康検査・超音波・子宮頸がんの公費負担を挙げているが、実費の検査も多く毎回の検診で負担が大きい。 初回受診、国や都の方針に基づくだけでなく、妊娠期間全般で家庭負担が少ない目黒区独自の助成を検討してほしい。	4	妊婦の健康状態と胎児の発育状態を定期的に確認し、安心・安全に妊娠期間を過ごしていただけるように、国の望ましい基準に応じた検査項目について公費負担をしています。任意の検査や医療機関の判断による追加検査については保険適用されないものが多い状況です。妊婦一人当たりの公費負担額も増加しており財政的な影響もあることから、区独自助成の検討については他自治体の状況を見ながら考えていきます。	保健予防課 碑文谷保健センター
214	団体	電子	p.143	乳幼児全戸訪問事業 児童虐待の防止の観点で子どもが生まれた家庭全戸だけでなく、乳幼児がいる転入して来た家庭にも訪問し、近隣の児童館・子育てひろばの案内や各施設へ定期的に転入家庭および要支援家庭の情報共有を行ってほしい。	4	本事業の対象者は児童福祉法において生後四か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭とされています。なお、一体的に実施している新生児訪問指導では、転入されたご家庭についても希望に応じて訪問を実施しており、子育て支援サービスの案内をしています。 子育て支援に関する情報は、「めぐろ子育て ホッ！とブック」を作成し、乳幼児をお抱えのご家庭にも配布し情報発信を行っています。	子ども家庭支援センター
215	団体	電子	p.144	子育て世帯訪問支援 「ホームスタート」導入の検討をお願いしたい。研修を受けた支援員が継続的に子育て家庭を訪問し支援をすることで、地域とつながり孤立や虐待を防ぐことができるのではないか。毎月プレゼントを持って行き、良い関係を築いている例もある。	4	区では、助産師や保健師等の専門職員が妊娠期から子育て家庭の状況を把握して、保健・福祉・子育て等の関係機関との連携を図り、切れ目のない支援につなげています。また、国が定める「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」により、訪問支援員による支援の実施で、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことに取り組んでいます。	子ども家庭支援センター
216	団体	電子	p.144	産後ケア事業 産後の母体の心身回復には、ともに育児を行う家族の理解・協力が大きく影響するので、産婦・新生児以外にパートナーも産婦の心身の変化について理解し、どのようにサポートすればよいか学ぶ機会を作っていただきたい。	3	産後の母体の心身回復には、ともに育児を行う家族の理解・協力が重要であると認識しています。 産後ケア事業においては、パートナーが産婦と一緒に利用する場合、パートナーの役割や産婦の心身の変化へのサポートについて学ぶ機会となっています。また、妊婦期の出産準備教室において、妊婦から産婦における心身の変化や家族のサポートについて、妊婦とパートナーが学ぶプログラムを設けています。ゆりかごめぐろ(妊婦面接)においても、パートナーの役割やサポートの重要性、互いに話し合い協力し合うことの大切さについて理解を促しています。	保健予防課 碑文谷保健センター
217	個人	電子	p.145	素案に掲載しないのであれば、計画策定時にパブリックコメントを実施すること。 この事業を実施するのであれば、慎重の上にも慎重に実施すべきである。 子どもは「モノ」ではありません。まして乳児は体力もなく意思表示なども成人とはまったく異なり弱いもので、安易な処遇は乳児の命にかかわる。 慣れない6か月から2歳までの子どもを預かることの困難さを考えれば、国が考えている基準はあまりに不十分である。この事業を実施するのであれば、通常の保育所よりも手厚い基準とすべきである。 現実の緊急保育や一時保育の現場を見てほしい。一日中泣きっぱなしで保育どころではない。一定期間保育者との人間関係ができて安定する、そういった環境整備は必須である。	3	ご指摘のとおり、現状において、こども誰でも通園制度を開始した場合、保育現場に負担が生じるとともに、子どもたちが安心して過ごせる環境を担保するうえで課題があります。 制度開始が目的とならないよう、子どもが安心・安全に過ごすことを最優先として、課題整理をしながら慎重に取り組んでいきます。	保育計画課
その他							
218	議会	書面	-	本文中「子ども」と「こども」の表示が出てくるので統一すべき。	5	こども基本法制定後、最初の目黒区子ども総合計画策定にあたり、審議会(子ども施策推進会議)で考え方を整理しました。 本区の計画は、目黒区子ども条例に基づく計画であることから、原則0～18歳の「子ども」を基本とした子育てのための総合計画と位置付けています。よって、本計画については、子ども条例と同様「子ども」を基本として表記しています。 一方で、社会状況の変化に伴い、少子化対策、若者支援を含めた総合的な支援を進めていくことが重要なことから、必要に応じて18歳以上の若者施策に関しても本計画に掲げています。 区では子どもの表記について、法令等に従った表記が必要な場合は、その表記を使用するとされていることから、本計画中に記載している、一部の文言については「こども」「子供」との表記も用いています。	子育て支援課
219	議会	書面	-	若者の定義を明記すべきである。	7	子ども・若者育成支援推進大綱においては、若者の定義を「青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者)も対象とする」としています。 今回、本計画の策定にあたっては、従来通り、0～18歳までの子どものための総合的な計画であり、若者施策は、妊娠期からの総合的な支援の中で、子どもと密接に関連している部分のみを入れたものとなっています。本計画は子どもと若者の総合計画との位置付けではありません。 そのため、あえて若者の定義は明記しませんでした。	子育て支援課

(7) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	素案 ページ	意見内容(趣旨)	対応 区分	検討結果(対応策)	担当所管
220	議会	書面	-	タイトルは『子ども総合計画』となっているが、明らかに若者世代へ向けた施策も含んだ内容となっている。それならば、少なくともタイトルは国の方針に揃え、「子ども」ではなく若者も包含した「こども」表記にするか、『子ども・若者総合計画』のように若者の文字を入れるべきである。また、本文中も“子ども”表記となっているが、もしその方針を堅持するのであれば、国の方針と異なることとなるので、区としてどのような意図で従前通りの表記にしたのか、説明が必要と考える。	5	こども基本法制定後、最初の目黒区子ども総合計画策定にあたり、審議会(子ども施策推進会議)で考え方を整理しました。本区の計画は、目黒区子ども条例に基づく計画であることから、原則0～18歳の「子ども」を基本とした子育て子育てのための総合計画と位置付けています。よって、本計画については、子ども条例と同様「子ども」を基本として表記しています。一方で、社会状況の変化に伴い、少子化対策、若者支援を含めた総合的な支援を進めていくことが重要なことから、必要に応じて18歳以上の若者施策に関しても本計画に掲げています。区では子どもの表記について、法令等に従った表記が必要な場合は、その表記を使用するとされていることから、本計画中に記載している、一部の文言については「こども」「子供」との表記も用いています。	子育て支援課
221	議会	書面	-	子ども総合計画は、対象となる全ての子どもが計画を把握する必要があり、子どもが理解し易い内容の「子ども版」を作成し、周知すべき。	3	子ども版の概要版を作成していく予定です。	子育て支援課
222	議会	書面	-	子ども総合計画【子ども向け概要版】の作成をしていただきたい。また、概要版を作成してただ配布するだけでなく、それを学ぶ、話し合う機会を設けていただきたい。	3	子ども版の概要版を作成していく予定です。活用方法については、ご指摘のとおり子どもたちが学び、子どもの権利を考える機会となるような方法を検討していきます。	子育て支援課
223	個人	電子	-	意見募集の知らせを学校アプリのホーム&スクールで見たが、この分量だと紙媒体でないと読みきれないように思われた。配信時に「図書館等に自由に持ち帰れる冊子の用意がある」といった案内が添えてあると、より多くの人が手に取るのではないかな。	4	周知を方法及び啓発の仕方については、より多くの方が関心を持ち、ご覧いただけるよう検討していきます。	子育て支援課
224	個人	電子	-	子ども総合計画という名前が何をやっているかわからない。確かに、幅広い事業を展開するこの計画では総合という言葉は適しているが、しかし内容がわかりづらい以上区民の関心や認識の低下を招く可能性がある。そのため、名前が全体を表さないものでも主な実践内容がわかりやすい名前である必要がある。	4	本計画や計画に掲げる各種施策に関心を持っていただき、事業の目的や内容が的確に伝わるよう、今後も創意工夫しながら周知をしていきます。	子育て支援課
225	個人	電子	-	このような大部の計画に対する意見を求められても一般区民は簡単には提出できない。せめて大括りの事項の説明会を実施し、さらに質問を受けつけるべきである。計画は抽象的な内容でよいことしか書いていない。これではアリバイ作り、通過儀礼としか考えられない。改善を求める。	7	今回の計画におけるパブリックコメントの実施については、より多くの方が素案をご覧になりご意見をいただきたいとの趣旨で、区のホームページにおいて説明動画を掲載し、計画について説明する形式での周知とさせて頂きました。また、学校をはじめ様々なSNSを活用して広く周知をしたところです。また、提出方法についても、従来の紙での郵送、持参、FAXのほか、SNSによる専用フォームで幅広く受け付けるようにしました。ご意見の趣旨を踏まえて、今後のパブリックコメントの方法については研究していきます。	子育て支援課
226	個人	電子	-	目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案の印刷物は、何部作成し何部受け取りがあったのか。	7	400部印刷し、庁外施設、庁内窓口に設置し、必要に応じて配布を行いました。なお、そのほか、電子データでの閲覧ができるようホームページ上で掲載しています。	子育て支援課
227	個人	電子	-	めぐろエミールは給食無償化の恩恵を受けていないので、給食センター方式や学童で導入した宅配弁当等で支援を検討して欲しい。	4	めぐろエミールに通室する児童・生徒については、心身の体調変化から通室が不安定であったり、めぐろエミールで過ごす時間もその日に急に変更となることなどがございます。そのような場合の対応も含め、ご意見の趣旨は、今後の研究・検討の課題とさせて頂きます。	教育支援課 学校運営課
228	議会	書面	-	基本理念に逆行する保育園・学童・児童館の民営化は中止すべきである。児童虐待や子どもの貧困など、社会全体で取り組むべき重要な課題を解決するために、公的機関として公立保育園の役割は重要である。さらに、多様な保育要求が待機児童解消という量の確保から、保育士の配置基準の見直し、要支援児保育や医療的ケア児の保育の拡充など、保育の質の充実のためにも、公立保育園の果たす公的役割が求められる。目黒区は、22園あった区立保育園を令和6年度現在15園、さらに10園に減らすための民営化計画を進めている。こうした民営化はやめること。児童館・学童の民営化についても、保護者や地域住民などからの反対の声を無視して民営化を強行している。「地域とともに子育てを支える」と基本理念で謳いながら、地域住民の中止を求める声を蔑ろにしている。今こそ基本理念に立ち返り、地域の声を聞いて民営化計画は見直すべきである。	5	区立保育園、児童館、学童保育クラブの民営化は、持続可能で安定的な区民サービスを提供することを目的として実施するものです。また、民営化後も、引き続き地域の関係者や利用者の方々からのご意見を伺いながら、民間事業者と区が連携・協力して、子どもや保護者にとって安全・安心に利用できる施設となるように努めていきます。	放課後子ども対策課 保育計画課
229	個人	電子	-	子どもが学童に入る際、申請をするときに驚いたのは17時以降までの勤務でないと満点にならなかった。これから子どもを増やしていきたいと日本全体で動いている中、子どもが増えて仕事が必要であるが、早めに切り上げないと日々の生活が回らないような核家族にとってとてもハードルの高いものに感じた。きつとあらゆる想定のもとに点数の基準を設けているのだろうと思うが、下の子どもがいる場合は加算などを設けるなどをして、子どもを多く育てる家族が働きやすい環境になるようサポートしていただけると助かると思った。	3	現在の学童保育クラブの利用基準は、より保育が必要な低学年や障害のある児童などが優先的に入所いただけるように設定しています。他方、ランランひろばや児童館のランドセル来館など、学童保育クラブ以外にも子どもの居場所を提供することで、子育て支援に関する様々なニーズにお応えしています。今後もみなさまの子育てと仕事の両立を支援できるよう、社会状況や新たなニーズを捉えながら、事業展開を図っていきます。	放課後子ども対策課
230	個人	電子	-	オリンピックや万博に何兆円も違う金が有るなら日本の将来に欠かせない子供や少子化対策に遣うべきである。但し、今の国や地方自治体の子供への給付金の殆どは子供に遣われておらず、ママ友の遊興費になっていて、全くの無駄である。まずは子供を産んだ時、病院や産院での費用を全額支払う形にしないと本当の意味での子供対策にならない。税金と同じで、払えない人と払わない人を一緒にくたに扱ってはダメ。日本が今一番優先的に考えるべき事は少子化対策。このままでは日本は本当に減ぶと考える。50年、100年先の事を考えるのが国、各自治体、そして大人の責任と考える。	3	少子化対策は喫緊の課題であると認識しております。社会情勢や国や都の動向などを踏まえながら、基礎自治体として必要な施策を検討していきます。	子育て支援課